

史跡デーノタメ遺跡保存活用計画（案）



北本市教育委員会

目 次

第1章	計画策定の経緯と目的.....	- 5 -
第1節	計画策定の沿革.....	- 5 -
第2節	計画策定の目的.....	- 6 -
第3節	計画策定の体制.....	- 6 -
1	委員会の設置.....	- 6 -
第4節	市の計画との関係.....	- 7 -
1	各関連計画の概要.....	- 7 -
第2章	史跡の環境.....	- 10 -
第1節	自然的・地理的環境.....	- 10 -
1	位置・地勢.....	- 10 -
2	地形・地質・水系.....	- 11 -
3	気候.....	- 11 -
4	生態系.....	- 11 -
5	自然災害.....	- 12 -
第2節	社会的環境.....	- 12 -
1	人口動態.....	- 12 -
2	土地利用.....	- 13 -
3	交通.....	- 14 -
4	文化財関連施設.....	- 14 -
5	観光.....	- 15 -
第3節	歴史的環境.....	- 16 -
1	原始から古代.....	- 16 -
2	中・近世.....	- 18 -
3	近・現代.....	- 19 -
第3章	デーノタメ遺跡の概要.....	- 20 -
第1節	史跡指定に至る経緯.....	- 20 -
第2節	史跡指定の内容.....	- 21 -
1	指定内容.....	- 21 -
第3節	これまでの調査成果.....	- 26 -
1	遺跡の範囲の変遷.....	- 26 -

2	発掘調査及び内容確認調査の成果	- 27 -
第4節	今後の調査・研究	- 38 -
第4章	史跡の本質的価値	- 39 -
第1節	デーノタメ遺跡の本質的価値	- 39 -
1	縄文時代中期の環状集落が関東最大級の規模であること	- 39 -
2	約 1,500 年もの長期にわたって集落が継続したこと	- 39 -
3	台地上の集落と低地部の水辺空間がセットで残る稀有な遺跡であること	- 39 -
4	当時の環境と生活様式の変化がひとつの遺跡で見通せること	- 40 -
第2節	史跡の構成要素の特定	- 40 -
1	本質的価値を構成する枢要な要素	- 40 -
第3節	本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素	- 41 -
1	本質的価値に準じる諸要素	- 41 -
2	保護に資する諸要素	- 41 -
3	その他の諸要素	- 41 -
第5章	史跡の現状と課題	- 42 -
第1節	保存管理の現状と課題	- 42 -
1	保存管理の現状	- 42 -
2	保存管理の課題	- 44 -
第2節	活用の現状と課題	- 45 -
1	活用の現状	- 45 -
2	活用の課題	- 49 -
第3節	整備の現状と課題	- 50 -
1	整備の現状	- 50 -
2	整備の課題	- 50 -
第4節	運営体制の現状と課題	- 51 -
1	運営体制の現状	- 51 -
2	運営体制の課題	- 51 -
第6章	史跡の保存・活用に関する基本方針	- 53 -
第1節	保存・活用の方向性	- 53 -
第2節	保存・活用の基本方針	- 53 -
1	史跡の保存管理	- 53 -
2	史跡の活用	- 53 -
3	史跡の整備	- 54 -
4	史跡の運営体制	- 54 -

第7章	史跡の保存と管理.....	- 55 -
第1節	保存と管理の方向性	- 55 -
第2節	保存と管理の方法.....	- 55 -
1	史跡および周辺の地区区分.....	- 55 -
2	各地区における保存と管理の方針	- 61 -
3	各地区における現状変更の取扱い	- 62 -
第3節	保存と管理の取組み	- 64 -
1	追加指定.....	- 64 -
2	公有地化.....	- 64 -
3	史跡の維持管理と安全対策.....	- 65 -
4	継続的な調査・研究	- 65 -
5	関係機関・地域との連携	- 65 -
第8章	史跡の活用	- 66 -
第1節	活用の方向性.....	- 66 -
1	学校教育との連携による活用	- 66 -
2	生涯学習・社会教育における活用	- 66 -
3	市民団体・NPO・企業等と連携した体験的活用.....	- 67 -
4	デジタル技術を活かした活用	- 67 -
5	研究機関および広域的な連携による活用.....	- 67 -
第2節	活用の取組み	- 68 -
1	学校教育における活用に向けた具体的取組み.....	- 68 -
2	生涯学習・社会教育事業としての取組み.....	- 68 -
3	市民団体・NPO・企業等と連携した体験事業等の取組み.....	- 68 -
4	情報発信およびデジタルコンテンツ整備の取組み	- 69 -
5	研究機関・関係機関との連携による取組み	- 69 -
第9章	史跡の整備	- 70 -
第1節	整備の方向性.....	- 70 -
1	史跡の本質的価値を体感できる整備.....	- 70 -
2	自然環境と調和した景観・植生の整備	- 70 -
3	安全で利用しやすい史跡空間の整備.....	- 75 -
4	史跡へのアクセスと周辺環境との連携整備	- 75 -
5	ガイダンス機能を備えた整備	- 75 -
第2節	整備の方法.....	- 75 -
1	野外展示および表示整備	- 75 -

2	植生管理・景観形成の方法.....	- 76 -
3	園路・便益施設の整備方法.....	- 76 -
4	アクセス・サイン整備の方法.....	- 76 -
5	ガイダンス施設の整備方法.....	- 76 -
第3節	整備の段階と各地区の扱い.....	- 76 -
1	整備の段階区分.....	- 76 -
2	地区別の整備方針.....	- 77 -
第10章	運営体制.....	- 78 -
第1節	運営体制の方向性.....	- 78 -
第2節	運営体制の整備.....	- 78 -
1	保存管理の体制.....	- 78 -
2	活用と整備の体制.....	- 78 -
3	体制の強化.....	- 79 -
第11章	実施計画.....	- 80 -
第1節	前期計画（令和9年4月1日から14年3月31日）.....	- 80 -
1	保存管理.....	- 80 -
2	活用.....	- 80 -
3	整備.....	- 81 -
4	運営体制の整備.....	- 81 -
第2節	後期計画（令和14年4月1日から21年3月31日）.....	- 81 -
1	保存管理.....	- 81 -
2	活用.....	- 82 -
3	整備.....	- 82 -
4	運営体制の整備.....	- 82 -
第12章	経過観察.....	- 83 -
第1節	経過観察の方向性.....	- 83 -
第2節	経過観察の方法.....	- 83 -
1	点検主体.....	- 83 -
2	期間.....	- 83 -
3	点検・検証結果の反映.....	- 83 -
4	点検項目.....	- 84 -

第1章 計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の沿革

デーノタメ遺跡は、大宮台地北部の江川支流に営まれた、縄文時代中期後半から後期中葉の集落遺跡です（図1）。縄文時代中期の環状集落は「関東最大級」で、後期の弧状集落も規模が大きく、約1,500年間という長期にわたって継続しました。また、集落の人々が利用していた低地遺跡を伴うため、内陸における当時の生活の実態を示す遺跡として重要です。このことから、令和6年10月11日付、文部科学省告示第142号により、国の史跡に指定されました。また、令和8年2月17日、文部科学省告示第18号により、追加指定されました。

北本市では、このデーノタメ遺跡を適切に保存・活用し、将来に継承するとともに、史跡を活かしたまちづくりを推進するため、「史跡デーノタメ遺跡保存活用計画」（以下、「本計画」という）を策定することとしました。



図1 デーノタメ遺跡の現況

第2節 計画策定の目的

文化財保護法（以下、「法」という）では、法の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」（第1条）と規定しています。また、平成30年の法改正では、国指定等の文化財の管理団体や所有者が作成する保存活用計画の認定が制度化され、保存活用計画の策定・推進にかかわる指針が示されました。

本計画は、これらの法や指針の趣旨をふまえ、デーノタメ遺跡の保存・活用の考え方、具体的な取組みの内容を示し、遺跡を適切に保存・活用するための方向性を明確にすることを目的としています。

策定に際しては、デーノタメ遺跡におけるこれまでの調査の成果に基づき、遺跡の本質的な価値を明らかにするとともに、遺跡の地理的・歴史的環境を整理し、「北本市文化財保存活用地域計画」との整合に留意しました。また、デーノタメ遺跡の保存状態や管理状況などの現状、および将来に向けて継承していくための課題を整理し、保存・活用のための基本方針を定めるとともに、その実現に向けた具体的な事業の実施計画を明らかにします。

第3節 計画策定の体制

1 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、デーノタメ遺跡の適切な保存・活用につなげるための組織として、令和7年5月23日付の告示にて「史跡デーノタメ遺跡保存活用計画策定委員会」を設置しました。委員の構成は、考古学、環境・生態系、史跡整備、観光・まちづくりなど、幅広い分野の学識経験者などとし、指導、助言を得るため、文化庁文化財調査官および埼玉県教育委員会職員をオブザーバーとしました。

計画の内容については、市民に対して令和8年9～10月にパブリックコメントを実施したほか、北本市教育委員会および北本市文化財保護審議会へ議案として提出し、協議、意見聴取をしました。

史跡デーノタメ遺跡保存活用計画策定委員会の委員は以下のとおりです（表1）。

表 1 史跡デーノタメ遺跡保存活用計画策定委員会 委員等一覧

区分	氏名	所属団体等	専門分野
(1) 文化財関係者	阿部 芳郎 (委員長)	明治大学文学部	考古学
(2) 文化財関係者	栗島 義明	明治大学研究知財戦略機構 黒耀石研究センター	考古学
(3) 文化財関係者	松本 富雄	北本市文化財保護審議会	遺跡保存
(4) 自然関係者	堂本 泰章 (副委員長)	埼玉県生態系保護協会	環境・生態系
(5) 史跡整備関係者	秋山 邦雄	株式会社歴史環境計画研究所	史跡整備
(6) 地元関係者	岡野 高志	デーノタメ縄文の杜プロジェクト・ NPO法人北本市観光協会・合同会 社暮らしの編集室	市民活動・観 光・まちづく り
(7) オブザーバー	浅野 啓介	文化庁文化財第二課 (令和 7 年度) 文化資源政策・記念物課 (令和 8 年 度)	-
(8) オブザーバー	吉田 修太郎 (令和 7 年度) 宇高 美友子 (令和 8 年度)	埼玉県教育局教育総務部文化財・博 物館課	-

第 4 節 市の計画との関係

本計画は、法第 129 条の 2 第 1 項で定める、史跡名勝天然記念物保存活用計画として策定し、この策定にあたっては、北本市文化財保存活用地域計画を踏まえることとします。

また、本市において令和 8 年 3 月に策定した「第六次北本市総合振興計画」を上位計画とし、「第 3 期北本市教育振興基本計画」をはじめとする各関連計画との整合を図りました。上位計画および各関連計画におけるデーノタメ遺跡の位置づけ、方針などは、以下のとおりです (図 2)。

1 各関連計画の概要

(1) 「第六次北本市総合振興計画」

策定年月：令和 8 年 (2026) 3 月

計画期間：令和 8～17 年度 (2026～2035 年度)

この計画は、本市の最上位計画として、まちづくりの方向性を示すもので、北本市自治基本条例に基づいて策定したものです。将来都市像はこれまでの計画を継承して「緑にかこまれた健康な文化都市」とし、基本理念を「みんなの力で築く、誰にとってもやさしいまちづくり」と定めて将来都市像の実現に取り組むとしています。

政策の 6 つの柱のうち、「政策 4 活力あふれるまち」の「施策 4-4 文化財の保存・活用」の

中で、「デーノタメ遺跡保存活用計 4」の策定を基本事業に位置づけ、史跡の公有地化と公園整備を課題としています。

（２）「第３期北本市教育振興基本計画」

策定年月：令和５年（２０２３）３月

計画期間：令和５～９年度（２０２３～２０２７年度）

この計画では、基本目標Ⅵに「文化財保護の推進」を位置づけています。このうち、「施策１ 文化財保護の調査と研究」では、デーノタメ遺跡について「積極的な内容確認調査を行い、学識経験者や専門機関と連携し、遺跡の重要性を情報発信」すること、「施策２ 文化財の保存と管理」では、文化財保存施設の整備と展示を目指すとしています。

（３）「北本市文化財保存活用地域計画」

認定年月：令和８年（２０２６）７月

計画期間：令和８～１８年度（２０２６～２０３６年度）

この計画では、文化財のあるべき将来像を「里山とともに歴史文化を守り伝えるまち 北本」とし、第３章「北本市の歴史文化の特性」の中で、本市を代表する歴史文化のテーマに「１ デーノタメの杜と水が支えた縄文の歴史文化」を掲げ、これを第８章「関連文化財群１」に位置づけています。また、第７章「文化財の保存・活用に関する事業」のうち、「（２）歴史文化を守る・つなげる（継承）」において「国指定史跡『デーノタメ遺跡』保存活用計画等の作成」および「デーノタメ遺跡内の枯損木管理」、「デーノタメ遺跡の維持・管理に必要な体制の確保」を、「（３）歴史文化を学ぶ・広める（発信）」において「国指定文化財を活用した地域学習、社会科見学における学習支援」および「ボランティアガイドの育成と支援」、「デーノタメ遺跡のガイダンス施設の整備」を、「（４）歴史文化を活かす・創造する（活用）」において「デーノタメ遺跡にちなむ縄文人の食材を活かした食品の開発」、「市域の観光資源をめぐるツアーの推進」を位置づけています。

（４）「第三次北本市環境基本計画」

策定年月：令和８年（２０２６）３月

計画期間：令和８～１７年度（２０２６～２０３５年度）

この計画は、本市の望ましい環境像を「緑豊かな自然と共生する持続可能なまち 北本」とし、長期的な目標として、目標１「自然に学び、恵みを楽しみ・活かすまち」、目標２「資源やエネルギーを大切に利用し、環境にやさしい暮らしをつくるまち」、目標３「一人ひとりが環境を意識し、環境の輪（わ）をつくり 広げるまち」を掲げています。また、第６章「計画で重点的に進めていく取組」の「２ 協働プロジェクトの推進」のうち、「Ⅰ－（８）身近な自然の恵みを暮らしに活かす」において「デーノタメ遺跡などの遺跡・歴史文化資源と地域の自然・食との関

わりなど、自然との共生の歴史・文化を学び、暮らしやまちづくりに生かします。」と記載しています。

(5)「北本市都市計画マスタープラン」

改定年月：令和8年（2026）3月

この計画では前述の「総合振興計画」の将来都市像を継承し、都市づくりに関する独自の視点を加え、「緑にかこまれた健康な文化都市～快適な暮らしと活力あるまち 北本～」を市全体の目標として設定しました。計画内では、第3章の「3 北本市の将来都市構造」の「(3) エリア」のうち「③環境保全・交流エリア」で、「貴重な歴史的資産である国指定史跡『デーノタメ遺跡』については、その魅力を最大限に活用し、市民と来訪者の憩い・交流の場として環境整備に努め」としています。また、デーノタメ遺跡を「北本市将来都市構造図」に表記するとともに、第4章「全体構想」の「1 土地利用の方針」、「(4) その他」の「②環境保全・交流地区」に位置づけるほか、「4 公園・緑地等の整備方針」の「(3) 自然・都市環境整備の方針」においても「デーノタメ遺跡の保存・活用」を記載しています。

(6)「北本市緑の基本計画（改訂版）」

策定年月：平成29年（2017）3月

計画期間：平成29～令和10年度（2017～2028年度）

本計画は、『緑』をつなぐまちづくり～グリーンネットワーク北本～」を基本理念とし、緑の将来像に「まもる」、「つくる」、「ひろげる」の3つを掲げています。「基本目標1 『緑』をまもる」のうち、「基本方針1 豊かな自然を守り親しみます」の「施策1-1 公園緑地を保全していきます」は、施策6に「緑資源としての文化財の保全」の中で、デーノタメ遺跡などの歴史的・文化的資源の保全を位置づけています。

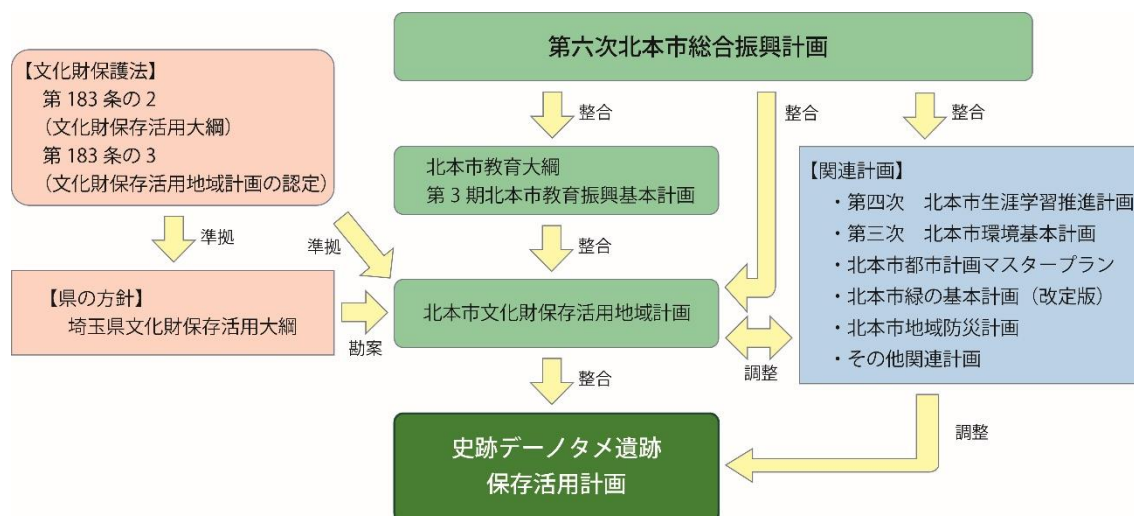


図2 計画の位置づけ
- 9 -

第2章 史跡の環境

第1節 自然的・地理的環境

1 位置・地勢

本市は、埼玉県中央部やや東寄りに位置し、東京都心から45km圏内の住宅都市です（図3）。東西6.4km、南北6.8km、面積は19.82km²で、北は鴻巣市、東から南は桶川市、西は川島町と吉見町に接しています。市役所の座標は、東経139度31分48秒、北緯36度01分36秒で、標高は25.3mです。

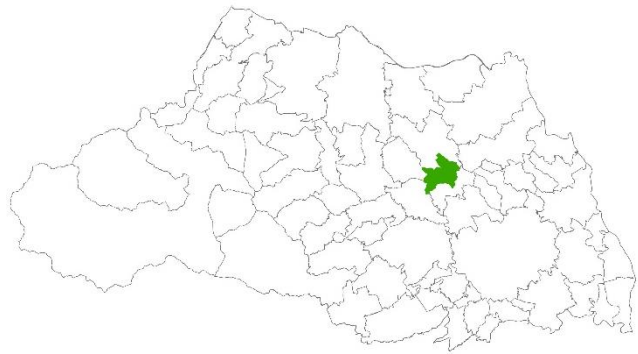


図3 北本市の位置

市の中央部には、中山道に沿ってJR高崎線が南北に走っており、北本駅から東京駅までの所要時間は約50分と都内への通勤圏にあり、沿線には住宅地が広がっています。

デーノタメ遺跡は、市の南部、桶川市と境を接する下石戸下地区に所在します（図4）。



図4 史跡デーノタメ遺跡の位置

2 地形・地質・水系

本市は、関東平野に島状に浮かぶ大宮台地の北部に位置し、市域の大半は台地の上に展開します。東と西は台地下の沖積低地で、西部は荒川低地が広がり、荒川によって市域が画され、東部は元荒川低地が広がり、赤堀川が流れています。

大宮台地は県南の川口市から鴻巣市までの南北約 35 km、東西約 15 kmの台地です。標高は総じて 10～15mと低平ですが、北本市域は 20m以上となり、最も標高が高いエリアです。

また、市域の西部を流れる荒川は、市域の中・西部の小河川を集めて水系を形成しています。これらの小河川のうち、デーノタメ遺跡が位置する江川は、市の中央部を南北に流れ、南部で大きな沖積低地を形成しています。

3 気候

本市を含む埼玉県は、典型的な太平洋側の気候で、内陸性の特徴を示しています。このため、夏の気温が高く、冬には「西高東低」の気圧配置によって乾燥した北西の風が強く吹き、降水量は年間を通じて少なく、特に冬期は少ない傾向です。

図 5 は平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間を対象に、各月の平均気温と平均降水量を示したものです。最も平均

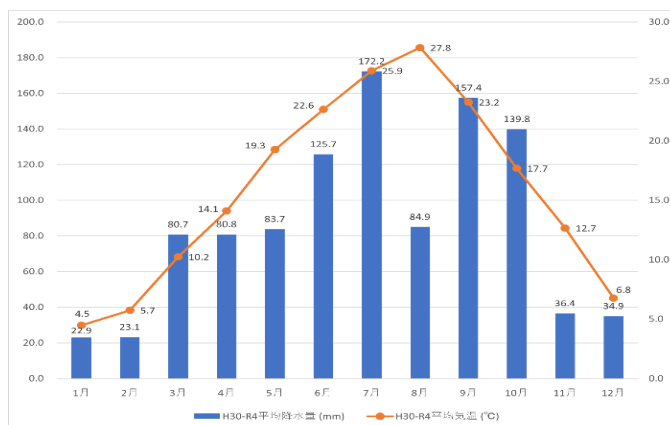


図 4 平成 30～令和 4 年の月別平均気温・降水量

平均気温の低い月は 1 月の 4.5℃、最も平均気温の高い月は 8 月の 27.8℃で、その温度差は 23.3℃です。また、この 5 年間の最高気温は令和 2 年の 39.1℃、最低気温は令和 3 年の -5.9℃でした。各年ともに最高気温と最低気温の差は 40℃を超え、平均較差は 42.4℃です。

一方、最も平均降水量の低い月は 1 月の 22.9 mm、最も平均降水量の多い月は 7 月の 172.2 mm です。冬期は 1・2 月の 20 mm 前半と少なく、梅雨の 6・7 月および秋霖と台風シーズンの 9・10 月の降水量が多く、合間の 8 月が少ない傾向です。また、過去 5 年間の年間平均降水量は 1035.5 mm で、令和元年の 1,247.0 mm が最も多く、平成 30 年の 825.5 mm が最も少ない状況です。

なお、平成 30 年から令和 4 年までの天候は、晴天の平均が 215.6 日、曇天が 113.8 日、雨天が 34.2 日となっており、晴天が多く、雨が少ないという傾向が明瞭です。

4 生態系

市域には平野部の台地と低地の自然が残されています。台地上では、西部の谷津と崖線、J

R高崎線沿いの雑木林が、低地では荒川と河川敷があり、県南部において特に豊かな生態系を形成しています。

市域の自然環境とそこに生息する動植物相の豊かさは本市の大きな特色で、中でもデーノタメ遺跡の森は市街地に残る希少な緑地となっています。現在、この森ではオオタカの繁殖が確認されており、森の豊かさを物語っています。

なお、都市化の進展と急速な温暖化は、動植物相に少なからず影響を与え、近年のクビアカツヤカミキリによるサクラの食害や、カシノナガキクイムシによる「ナラ枯れ」が懸念されています。

5 自然災害

本市は、市域の大半が大宮台地上に広がっているため、比較的地盤が安定し、水害についても市域西端の荒川流域及び東端の赤堀川流域の低地に限られるため、大きな水害がないまちです。

なお、水害については、市西部の荒川河川敷は高水敷となっており、台地西縁部と台地を浸食する谷津では3～5m以上の浸水が想定されるほか、市域東部の赤堀川流域では同じく0.5～3mの浸水、デーノタメ遺跡が位置する市域南部の江川では0.5～3m以上の浸水が想定されています(図6)。

史跡内には江川の支流が所在するものの、これまで溢水した記録はありません。

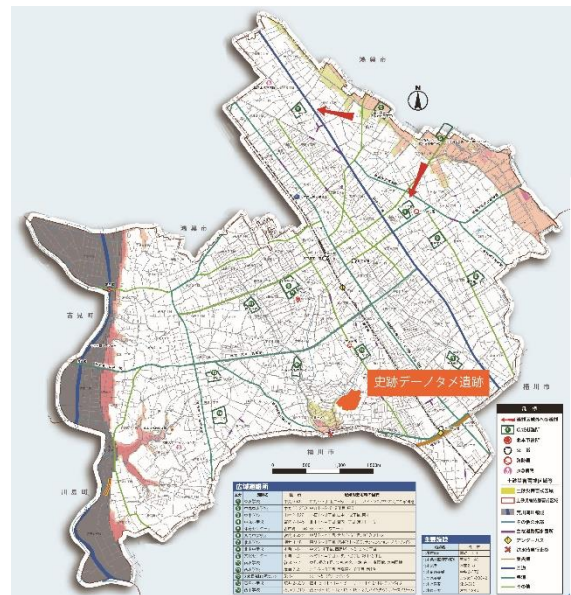


図6 ハザードマップ

第2節 社会的環境

1 人口動態

本市の人口は令和8年(2026)11月現在、□□□□人です。人口は高度成長期の昭和40年代から増加し、バブル崩壊後の平成16年まで右肩上がりでした(図7)。しかし、平成16年の70,719人をピークに緩やかな減少期に入り、平成22年は7万人を切り、令和5年は65,462人となりました。

年齢別構成の割合は、令和2年の実績値と令和12年の推計によると、年少人口（0～14歳）では、10.1 - 8.6%、生産年齢人口（15～64歳）は57.3 - 54.9%、老年人口（65歳以上）は32.5 - 36.6%となっており、全国的な傾向と同様に、人口減少および少子高齢化が拡大する傾向です。



出典：【実績値】各年国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究

図7 人口動態の変遷

2 土地利用

本市の土地利用は、ＪＲ北本駅を中心に市街地が形成されています。宅地が最も多く、令和5年（2023）では43.8%を占め、年々増加の傾向にあります。次いで、畑の24.5%、雑種地の6.5%、山林の3.4%、田の3.0%、その他の18.8%となっており、宅地の増加とともに畑と山林が減少しています（図8）。

デーノタメ遺跡周辺は、都市計画法上の市街化区域（第一種中高層住居専用地域）に位置します。また、北本市都市計画マスタープランに定める北本市の将来都市構造では「環境保全・交流エリア」に位置付けられています。

なお、遺跡の西側には公団北本団地が、北・西・東側は畑と住宅が混在する市街地が広がっていますが、遺跡は屋敷林や雑木林、草地となっています。

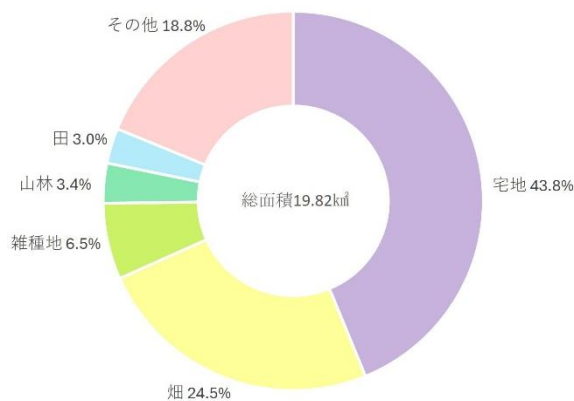


図8 土地利用状況図（令和5年）

3 交通

本市の交通は、市域の中央を南北に縦断する中山道と、それに沿って走る国道 17 号を軸に交通網が発達してきました（図 9）。

J R では、新宿駅を経由する湘南新宿ラインおよび東京駅を経由する上野東京ラインが通り、東海道線へ直通したことで鉄道の利便性が大きく向上しました。また、市の西部を南北に縦断し、新大宮バイパスと熊谷バイパスをつなぐ上尾道路の建設も進められています。



図 9 主要な交通網

一方、東西の交通は、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の桶川北本インターチェンジを起点として、東西の交通網が充実するとともに、関越自動車道、東北自動車道、中央自動車道へのアクセスが向上しました。

史跡へのアクセスは、J R 高崎線で東京駅または新宿駅から最寄り駅の J R 北本駅まで約 1 時間、北本駅西口から路線バスで約 5 分、徒歩で約 25 分です。車では、国道 17 号から約 10 分、圏央道桶川北本インターチェンジから約 10 分です。

4 文化財関連施設

現在、本市では博物館・資料館などの施設がなく、旧栄保育所に郷土資料室を設置しています。市民の文化活動の拠点は、北本市文化センター、6 つの地区公民館、新たに旧栄小学校を活用したミドリテラス（栄市民活動交流センター）があります。

このほか野外活動の拠点には、サンアメニティ北本キャンプフィールド（北本市野外活動センター）が設置されているほか、県営の北本自然観察公園・埼玉県自然学習センターがあります（図 10）。



図 10 北本市自然学習センター

5 観光

北本市は、J R 高崎線により東京都心からのアクセスが良好で、都市化が進む一方、豊かな自然や里山景観が残るまちです。市では、これらを地域の魅力と捉え、交流人口の増加等につなげるため、情報発信やイベントの実施、地域特産品の活用などに取り組んでいます。

こうした観光振興につながる自然的・歴史的資源としては、国指定天然記念物「石戸蒲ザクラ」が知られ、春の開花期には全国から多くの見学者が訪れます（図 11）。

また、北本自然観察公園及び埼玉県自然学習センターでは、雑木林や湿地などの里山環境を活かした自然観察会や学習会が行われ、自然学習の拠点として利用されています。さらに、サンアメニティ北本キャンプフィールドでは、キャンプや体験活動などを通じて自然と親しむレクリエーションの場としても活用されています（図 12）。

産業的資源としては、市の特産であるトマトを活用したご当地グルメ「北本トマトカレー」が市内飲食店やイベントで提供され、各地のカレーフェスティバルでグランプリに選ばれるなど、地域の食を活かした観光資源となっています。

また、菓子製造工場であるグリコピアイーストがあり、製造工程の見学や展示・体験を通して食品製造の世界を学べる施設として、市内外から多くの来訪者があります（図 13）。



図 11 石戸蒲ザクラ



図 12 サンアメニティ北本キャンプフィールド



図 13 グリコピアイースト

第3節 歴史的環境

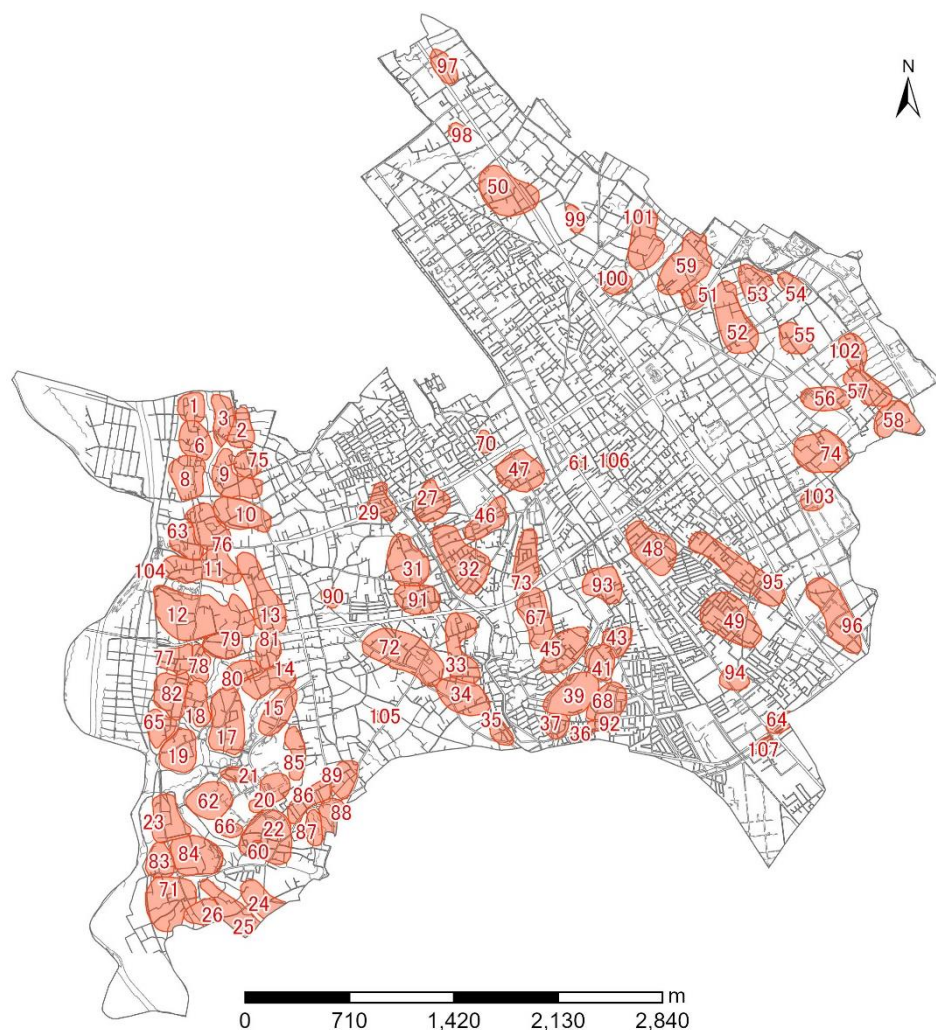


図 14 北本市の埋蔵文化財包蔵地図

1 原始から古代

市内には、図 14 に示したとおり約 100 ヶ所の埋蔵文化財包蔵地があり（図 14、表 2）、北本市域における人類の足跡は旧石器時代にさかのぼります。市域で最も古い石器は、下宿遺跡（No. 71）で出土した石器群です（約 27,000 年前）。デーノタメ遺跡（No. 39）でも旧石器時代終末の黒曜石製の細石刃核が 2 点出土しています。

縄文時代になると、八重塚遺跡（No. 20）と庚塚遺跡（No. 26）で草創期（約 11,500 年前）の尖頭器が出土しています。早期では、上手遺跡（No. 59）で市内最古の撚糸文土器（約 11,500 年前）が、八重塚遺跡や阿弥陀堂遺跡（No. 63）、下宿遺跡、庚塚遺跡などで早期後半の条痕文土器（約 9,000 年前）が出土しています。

前期では、榎戸遺跡（No. 37）や氷川神社北遺跡（No. 33）で約 7,000 年前から約 5,500 年前の住

表2 北本市内遺跡名一覧表

2026. 8. 1現在					
No.	遺跡名	備 考	No.	遺跡名	備 考
1	北袋遺跡		54	斜落遺跡	
2	鉄砲宿遺跡		55	中上手遺跡	
3	北袋神社遺跡		56	堀込遺跡	
4	—	No.1に合併	57	鯉沼遺跡	
5	—	No.1に合併	58	花の木遺跡	
6	北袋地藏堂遺跡		59	上手遺跡	
7	—	No.6に合併	60	石戸蒲ザクラ	
8	中井遺跡		61	多聞寺のムクロジ	
9	丸山遺跡		62	諏訪山北遺跡	
10	高尾遺跡		63	阿弥陀堂遺跡	
11	宮岡遺跡		64	提灯木山遺跡	
12	雷電遺跡		65	代官袋遺跡	
13	宮岡氷川神社前遺跡		66	諏訪山南遺跡	
14	馬場遺跡		67	台原遺跡	
15	城中遺跡		68	久保遺跡	
16	—	No.14に合併	69	—	No.59に合併
17	問屋坂遺跡		70	上原遺跡	
18	市場遺跡		71	下宿遺跡	
19	横田市場遺跡		72	月夜遺跡	
20	八重塚遺跡		73	エイリンジ遺跡	
21	八重塚古墳群		74	大久保館跡	
22	堀ノ内館跡		75	—	No.9に合併
23	石戸城跡		76	八幡遺跡	
24	松原坂遺跡		77	カザラ遺跡	
25	元屋敷遺跡		78	No.78遺跡	
26	庚塚遺跡		79	荒久保遺跡	
27	東谷足遺跡		80	No.80遺跡	
28	—	No.1に合併	81	No.81遺跡	
29	讃岐谷遺跡		82	No.82遺跡	
30	—	No.32に合併	83	上宿遺跡	
31	両大師北遺跡		84	お茶屋遺跡	
32	勝林遺跡		85	No.85遺跡	
33	氷川神社北遺跡		86	No.86遺跡	
34	刑部谷遺跡		87	No.87遺跡	
35	向郷遺跡		88	窪遺跡	
36	久保新田遺跡		89	No.89遺跡	
37	榎戸遺跡		90	No.90遺跡	
38	—	No.39に合併	91	No.91遺跡	
39	デーノタメ遺跡		92	久保耕地遺跡	
40	久保北遺跡		93	No.93遺跡	
41	—	指定解除	94	No.94遺跡	
42	—	No.43に合併	95	No.95遺跡	
43	考戸遺跡		96	No.96遺跡	
44	—	指定解除	97	善徳遺跡	
45	西後遺跡		98	No.98遺跡	
46	三五郎山遺跡		99	No.99遺跡	
47	七ツ島遺跡		100	No.100遺跡	
48	下原遺跡		101	No.101遺跡	
49	谷尻原遺跡		102	No.102遺跡	
50	雑木林遺跡		103	No.103遺跡	
51	如意寺遺跡		104	下沼遺跡	
52	谷足遺跡		105	おきょう塚遺跡	
53	三島遺跡		106	大中ヤマ遺跡	
- 17 -			107	ニツ家下遺跡	

居跡が確認されています。

中期になると遺跡数が増加し、人口のピークを迎えます。デーノタメ遺跡の位置する江川流域は特に集落が集中し、三五郎山遺跡（No.46）や刑部谷遺跡（No.34）、氷川神社北遺跡などで同時期の住居跡が確認されています。

後期（約 4,400 年前）では、榎戸遺跡やエイリンジ遺跡（No.73）、市場遺跡（No.18）、中井遺跡（No.8）などで住居跡が確認されています。

晩期（約 3,000 年前）では、宮岡氷川神社前遺跡（No.13）などが挙げられますが概して数は少なく、同遺跡がデーノタメ遺跡を引き継ぐように拠点的な集落となっていきます。

弥生時代の遺跡は少なく、後期の諏訪山北遺跡（No.62）や八幡遺跡（No.76）で住居跡が確認されています。

古墳時代になると、市域の各地に集落が形成されました。前期（約 1,700 年前）では八重塚遺跡、丸山遺跡（No.9）、庚塚遺跡などがあります。中期（約 1,600 年前）では、八重塚遺跡や庚塚遺跡で集落が営まれ、後者では石製品の工房跡が確認されています。また、後期（約 1,500 年前～約 1,300 年前）では、荒川低地を望む台地の縁辺に古墳群が形成されました。北から北袋古墳群、中井古墳群、阿弥陀堂古墳群、八重塚古墳群などが断続的に連なり、北袋古墳群では前方後円墳が造られました。中井古墳群では県内最大級の女性埴輪や渡来人との交流を物語る筒袖の人物埴輪が出土しています。

奈良・平安時代の市域は武蔵国足立郡に属し、官衙的な性格や仏教文化の先進性が認められる下宿遺跡（約 1,150 年前）があります。また、榎戸遺跡からも仏教に関わる文字を書いた土器が出土しており、讃岐谷遺跡（No.29）は寺院に付属する漆工房であった可能性があります。

2 中・近世

鎌倉時代には、東光寺周辺に堀ノ内館（No.22）が築かれました。源範頼（源頼朝・義経の異母弟）の館跡と伝わっていますが、歴史的には御家人石戸氏の館であったと想定しています。現在収蔵庫に保管している初期板碑群は、かつて石戸藩ザクラの根元に立っていたもので、周辺は石戸氏累代の墓所であったと推定しています。

中世後半から戦国時代には、市域の南西部に石戸城（No.23）が築かれます。上杉方の岩付城と松山城をつなぐ連絡砦といわれ、城下町跡と渡し場跡を残しています。大永3年（1523）、岩付城主の太田資頼が家来の謀反で城を追われた際には、石戸城で再起を図りました。また、永禄6年（1563）、松山城（吉見町）が北条・武田の連合軍によって攻められた松山合戦では、上杉謙信（輝虎）が援軍のために石戸城に着陣しています。

江戸時代の市域は 14 か村で構成され、市域東半部の鴻巣領は代官が管理する天領、市域西半部の石戸領は牧野氏が治める旗本領でした。石戸領は天正 18 年（1590）、徳川家康の関東入国に際し、牧野康成に 5 千石が知行され、翌年に検地が行われています。

また、家康、秀忠、家光と三代の将軍は近隣の川越、鴻巣、忍で頻繁に鷹狩をしており、その際の宿泊施設として鴻巣御殿（鴻巣市）が、本市の石戸宿に休憩所である御茶屋（No.84）が設けられました。

市の西部を流れる荒川は、寛永6年（1629）に伊奈忠治の瀬替えによって現在の流路となり、元禄3年（1690）には市内の高尾河岸を含む4河岸が幕府公認の河岸場となりました。その後、市域では荒井河岸、石戸河岸が設けられました。

3 近・現代

明治11年（1878）、市域は北足立郡に属し、明治22年に石戸村と中丸村が誕生しました。明治5年（1872）に鉄道が開通すると、同16年には上野―熊谷間が開通し、市域に鉄道が通過するようになります。昭和3年には北本宿駅が開設され、現在に至っています。

昭和18年には、石戸村と中丸村が合併して北本宿村となりました。

昭和20年（1945）8月15日、太平洋戦争が終結すると、民主化と地方分権制が進み、人々の生活は大きく変わりました。

昭和34年（1959）11月3日、町名を変更して北本町が成立し、昭和46（1971）年6月には市制施行に必要な条件が整ったため、翌年11月3日に北本市が誕生しました。

第3章 デーノタメ遺跡の概要

第1節 史跡指定に至る経緯

デーノタメ遺跡は、昭和44年（1969）に周知の埋蔵文化財包蔵地として登載されました。

その後、市は平成9年（1997）に久保特定土地区画整理事業を都市計画決定し、遺跡内に都市計画道路の敷設や遊水地の整備が計画されたため、北本市教育委員会は、平成12年（2000）から平成20年（2008）にかけて記録保存のための第1～4次発掘調査を実施しました。

これらの調査のうち、第4次調査で、低地部から縄文時代中期から後期の貴重な有機質遺物等の出土があり、デーノタメ遺跡の学術的な価値が広く認識されるようになりました。このため、デーノタメ遺跡の保存について文化庁文化財部記念物課埋蔵文化財部門（当時）との協議を開始しました。

また、市は平成21年（2009）に「北本市久保特定土地区画整理事業及びデーノタメ遺跡に係る検討委員会」を組織して検討を進め、その結果を平成22年（2010）に検討委員会委員長より北本市長へ報告しました。この報告では、「現状では遺跡の範囲が未定であり、今後、最優先課題として範囲確認調査を進め、遺跡の範囲を特定する必要がある」との意見が示されました。

平成28年（2016）、市教育委員会は「デーノタメ遺跡調査指導委員会」を組織し、その指導の下でこれまでに計10回の内容確認調査を行いました。その結果、中期の集落が「関東最大級」の環状集落であること、後期集落も規模が大きいこと、低地部に縄文時代後期の泥炭層が残されていることなどを明らかにしました。

これらの内容確認調査及び理化学的な分析調査の結果、デーノタメ遺跡の本質的価値を整理する条件が整ったために、令和元年（2019）に『デーノタメ遺跡総括報告書』を刊行しました。総括報告書の刊行によってデーノタメ遺跡の調査成果が公開されると、市は第三者委員会を組織して区画整理事業の見直しを検討し、その後の市の検討を経て、令和3年（2021）、市はデーノタメ遺跡を含むエリア一帯を区画整理事業から除外し、都市計画道路の線形の変更を行うことで遺跡を国指定史跡として保存・活用を図る方針を決定しました。

その後市は令和3年（2021）に区画整理事業地の地権者に対し説明会を行い、関係者から遺跡の保存に対する好意的な意見を得ることができました。

こうした経緯の後、令和5年（2023）6月に北本市議会の議決を経て、市として正式にデーノタメ遺跡の史跡指定について意見具申する方針を決定しました。

また、令和5年（2023）9月～12月に遺跡内の地権者へ個別説明を実施したところ、デーノタメ遺跡の国史跡指定に対して賛同を得ることができました。

北本市教育委員会は、令和6年（2024）2月に文部科学大臣宛て意見具申を行い、令和6年（2024）6月24日の文化審議会による答申を経て、令和6年（2024）10月11日付け官報告示

により国指定史跡に指定されました。また、令和 8 年 2 月 17 日付け官報告示により、新たに 1 筆が追加指定されました。

一方、久保特定土地区画整理事業は、都市計画決定及び事業計画を変更し、令和 7 年 8 月 15 日にデーノタメ遺跡を含む一部エリアを区域から除外しました（図 15）。

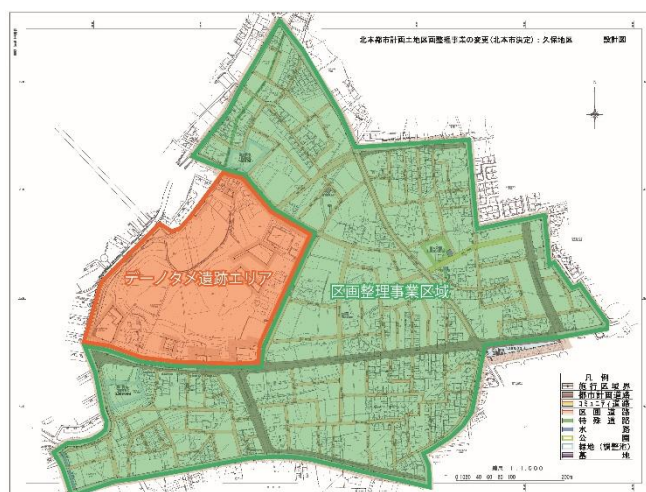


図 15 区画整理事業とデーノタメ遺跡

第 2 節 史跡指定の内容

1 指定内容

名 称：デーノタメ遺跡

種 別：史跡（集落跡）

所在地：埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地 629 番 1、629 番 2、630 番のうち実測 395.38 m²、635 番 1、635 番 6、635 番 7、643 番 1、643 番 2、643 番 3、652 番 1、652 番 2、652 番 3、652 番 4、652 番 5、652 番 6、652 番 7、652 番 8、652 番 9、659 番、660 番 1、660 番 2、同字蔵引耕地 703 番 7 のうち実測 259.93 m²、703 番 8 のうち実測 410.82 m²、914 番、921 番、922 番、同、字台原耕地 1477 番 5、1477 番 6、1496 番 2、1496 番 3、1499 番、1500 番 1、1500 番 2、1500 番 3、1500 番 4、1501 番、1502 番 1、1502 番 2、1503 番 1、1503 番 2、1503 番 3、1504 番 1、1504 番 2、1505 番、1506 番、1507 番、同字蔵引 2293 番 1 のうち実測 221.80 m²、同字久保耕地 629 番 2 と同字台原耕地 1507 番に挟まれ同字久保耕地 666 番と同字蔵引耕地 900 番 4 と同字蔵引耕地 914 番に挟まれ同字蔵引耕地 921 番と同字蔵引 2293 番 1 に挟まれるまでの道路敷に挟まれるまでの道路敷、同字蔵引耕地 921 番と同字台原耕地 1500 番 4 に挟まれ同字台原耕地 1499 番と同字蔵引 2293 番 1 に挟まれるまでの道路敷、同字蔵引耕地 900 番 4 と同字蔵引耕地 914 番に挟まれ同字蔵引耕地 921 番と同字蔵引 2293 番 1 に挟まれるまでの道路敷、同字台原耕地 1500 番 1 と同字台原耕地 1501 番に挟まれ同字台原耕地 1500 番 3 と同字台原耕地 1501 番に挟まれるまでの道路敷、同字台原耕地 1477 番 4 と同字台原耕地 1504 番 2 に挟まれ同字台原耕地 1506 番と同字台原耕地 1507 番に挟まれるまでの道路敷を含む

面積：49,034.13 m²

史跡指定地の面積と所有関係（表 3）

所有関係の内訳	北本市有地：	2,246.26 m ²
	民有地：	46,787.87 m ²
	社寺有地：	0 m ²

官報告示

指定年月日：史跡指定 令和 6 年 10 月 11 日 文部科学省告示第 142 号

追加指定 令和 8 年 2 月 17 日 文部科学大臣告示第 18 号

管理団体指定

指定年月日：令和 6 年 12 月 24 日（文化庁告示第 28 号）

管理団体名：北本市

管理団体所在地：埼玉県北本市本町 1 丁目 111 番地

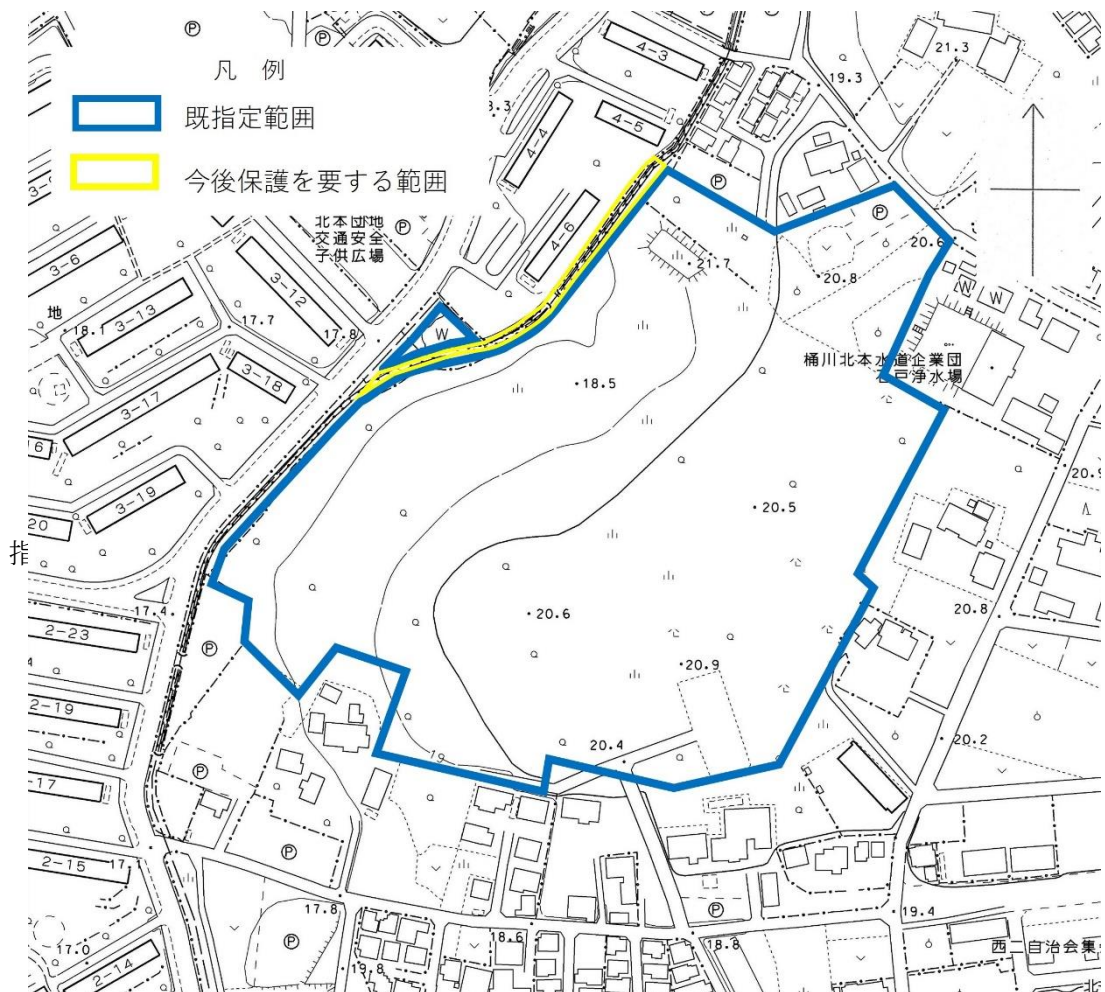


図 16 デーノタメ遺跡の指定範囲

表 3 史跡指定地の面積と所有関係

No.	地番	面積(公簿)	地目	所有関係
1	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地629番1	2,026.00	山林	民有地
2	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地629番2	4,396.00	畑	
3	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地630番のうち実測395.38㎡	395.38	畑	
4	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地635番1	1,498.00	山林	
5	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地635番6	823.00	山林	
6	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地635番7	77.00	山林	市有地
7	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地643番1	8,151.00	山林	民有地
8	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地643番2	296.00	山林	
9	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地643番3	208.00	山林	
10	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番1	3,292.00	山林	
11	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番2	194.00	山林	
12	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番3	1,031.00	山林	
13	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番4	1,037.00	山林	
14	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番5	1,043.00	山林	
15	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番6	1,026.00	山林	
16	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番7	870.00	山林	
17	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番8	277.00	山林	
18	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地652番9	152.00	山林	
19	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地659番	684.00	山林	
20	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地660番1	753.00	山林	
21	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地660番2	161.98	宅地	
22	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引耕地703番7のうち実測259.93㎡	259.93	宅地	
23	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引耕地703番8のうち実測410.82㎡	410.82	宅地	市有地
24	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引耕地914番	4,234.00	山林	民有地
25	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引耕地921番	2,628.00	山林	
26	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引耕地922番	3,004.00	山林	
27	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1477番5	494.66	宅地	
28	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1477番6	4.92	宅地	
29	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1496番2	109.00	畑	
30	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1496番3	36.00	畑	

31	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1499番	634.00	畑	民有地
32	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1500番1	732.00	畑	
33	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1500番2	191.00	畑	
34	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1500番3	213.00	畑	
35	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1500番4	35.00	畑	
36	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1501番	1,004.00	畑	
37	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1502番1	371.00	畑	
38	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1502番2	520.00	畑	
39	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1503番1	417.00	畑	
40	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1503番2	337.00	畑	
41	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1503番3	38.00	畑	
42	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1504番1	718.00	畑	
43	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1504番2	342.00	畑	
44	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1505番	717.00	畑	
45	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1506番	618.00	畑	
46	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1507番	816.00	畑	
47	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引2293番1のうち実測221.80㎡	221.80	水路敷	市有地
48	埼玉県北本市大字下石戸下字久保耕地629番2と同字台原耕地1507番に挟まれ同字久保耕地666番と同字蔵引耕地900番4と同字蔵引耕地914番に挟まれ同字蔵引耕地921番と同字蔵引2293番1に挟まれるまでの道路敷に挟まれるまでの道路敷	805.63	-	
49	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引2293番1と同字台原耕地1499番に挟まれ同字台原耕地1500番4と同字蔵引耕地921番に挟まれるまでの道路敷	142.93	-	
50	埼玉県北本市大字下石戸下字蔵引耕地900番4と同字蔵引耕地914番に挟まれ同字蔵引耕地921番と同字蔵引2293番1に挟まれるまでの道路敷	365.66	-	
51	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1500番1と同字台原耕地1501番に挟まれ同字台原耕地1500番3と同字台原耕地1501番に挟まれるまでの道路敷	102.14	-	
52	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1502番2と同字台原耕地1503番1に挟まれ同字台原耕地1502番2と同字台原耕地1503番3に挟まれるまでの道路敷	38.96	-	
53	埼玉県北本市大字下石戸下字台原耕地1477番4と同字台原耕地1504番2に挟まれ同字台原耕地1506番と同字台原耕地1507番に挟まれるまでの道路敷	81.32	-	
合計		49,034.13		

指定理由

デーノタメ遺跡は、大宮台地を開析する江川流域左岸の標高 21 メートルの台地から同 17m の低地にかけて立地する、縄文時代中期後葉から後期前葉の大規模集落遺跡である。

遺跡は、昭和 44 年（1969）頃に北本町（現・北本市）が実施した分布調査で把握され、同年に北本団地が造成されるまでは、遺跡の低地部に「デーノタメ」と呼称される湧水起源のため池が存在したことから、その立地環境の重要性に鑑みて、溜池の呼称を遺跡名としたものである。

平成 9 年（1997）に認可された土地区画整理事業に伴い、平成 12 年度から平成 21 年度まで実施された発掘調査により、縄文時代中期から後期の水場を有する大規模な集落遺跡であることが判明した。その後、平成 24 年度から平成 30 年度にかけて遺跡の範囲と内容を把握するための発掘調査が実施され、台地上には縄文時代中期の大規模な環状集落と縄文時代後期の弧状を呈する大規模集落が展開することが明らかになった。この結果を踏まえ、北本市は遺跡の保存・活用と開発計画との調整を重ね、令和 4 年（2022）度に都市計画を変更し、遺跡の現状保存を決定した。

中期後葉の環状集落は、勝坂式期から加曽利 EⅢ式期のもので、長径 210m、短径 160m の長楕円形の範囲の中央に広場を設け、その周囲に多数の竪穴建物跡が展開する。後期前葉の集落は、堀之内Ⅰ式期から加曽利 BⅠ式期の長径 270m の大規模なものである。

台地の北裾で検出された水場は中期後葉から後期前葉にかけて継続的に利用されており、土器、土製耳飾り、硬玉製大珠、クルミ形土製品のほか、約 1,000 点の多量の漆塗土器、木胎漆器、漆塗礫等が出土している。土器の表面に漆を塗って描かれた文様は、基本的に黒漆を下地とし、その上に赤漆で平滑な部分にモチーフを描くものや、隆帯に沿って赤漆を塗ってモチーフを際立たせる二種類が存在しており、漆工技術の解明に寄与する成果が得られている。

また、クルミ、クリ、トチノキ等の大型植物遺体や、花粉、昆虫遺体等の自然遺物が多量に検出された。中でも、縄文時代中期の最も顕著な遺構はクルミ塚と呼ばれるクルミ殻の集積であり、長径 4 メートルを超える大規模なものをはじめとする 6 基を検出している。クルミ殻の先端がつぶれたものが複数認められ、これは食用にする際に石器等で殻を割った際の痕跡と考えられる。

自然遺物からは、台地部はコナラ節やエノキ節からなる開けた落葉広葉樹林であったこと、低地部は集落形成当初、ハンノキ属が多く繁茂していましたが、すぐクルミ属が増加し、ハンノキ属とクルミ属が逆転したこと、クルミ、トチ、クリの実が主要な植物質食糧であったことなど、当時の植生、食、景観の復元や、植物質資源の利用実態と時期的な変遷を追うことができる。

デーノタメ遺跡が所在する江川流域には、縄文時代中期の大規模環状集落が高密度で存在しているが、これらの大規模集落には縄文時代後期になると小規模・分散化していく傾向が明ら

かとなっている。また、関東の集落遺跡の多くは中期と後期の間に断絶を挟み、2つの時期の集落が同一の場所に形成されることは非常に少ないことが知られており、デーノタメ遺跡の集落変遷の在り方は希少な事例である。

このように、本遺跡は約1,200年もの長期にわたって営まれた水場を伴う集落が良好に保存されており、縄文時代中期から後期にかけての環境変化とそれに適応した人々の活動痕跡を知る上で重要であることから、史跡に指定し、保護を図ろうとするものである。

(文化庁監修『月刊文化財』令和6年10月号より転載)

第3節 これまでの調査成果

1 遺跡の範囲の変遷

デーノタメ遺跡の埋蔵文化財包蔵地の指定は昭和44年(1969)のことで、当初は「デーノタメ遺跡Ⅰ」と「デーノタメ遺跡Ⅱ」の2遺跡に分かれていました。その後、平成9年(1997)の分布調査において遺跡の南西側に縄文時代中期の遺構・遺物が広範囲に認められたため、平成10年(1998)に「デーノタメ遺跡Ⅰ・Ⅱ」と「榎戸遺跡Ⅲ」を統合し、ほぼ現在の遺跡の範囲になるとともに、名称を「デーノタメ遺跡」と改めました。

また、平成18年(2006)に範囲確認調査を行ったところ、遺跡の範囲が北側と南側に広がることから、平成19年(2007)に変更増補の手続きを行い、現在の遺跡の範囲となっています(図17)。



図17 デーノタメ遺跡の範囲

2 発掘調査及び内容確認調査の成果

(1)発掘調査の概要

デーノタメ遺跡の発掘調査は、平成 11 年（1999）、区画整理事業の道路用地を対象とした範囲確認調査に始まります（表 4）。この調査において縄文時代中期の遺構・遺物が濃密に確認され、大規模な集落跡の存在が明らかとなりました。

表 4 これまでに実施した主な調査一覧

調査内容	調査年月日	調査機関等	刊行物	刊行年月日
詳細分布調査	昭和 44 年～45 年度	北本市教育委員会	北本市文化財調査報告書第 1 集 『北本市の埋蔵文化財』	昭和 47 年 3 月 20 日
詳細分布調査	平成 10 年 3 月 9 日	北本市教育委員会	-	-
範囲確認調査	平成 11 年 2 月 28 日～ 3 月 21 日	北本市教育委員会	-	-
第 1 次調査	平成 12 年 12 月 4 日～ 平成 13 年 3 月 21 日	北本市遺跡調査会 北本市教育委員会	『デーノタメ遺跡発掘調査概要報告書』 『デーノタメ遺跡総括報告書』	平成 29 年 2 月 17 日 令和元年 9 月 30 日
第 2 次調査	平成 17 年 9 月 27 日～ 平成 18 年 2 月 15 日	北本市遺跡調査会 北本市教育委員会		
第 3 次調査	平成 19 年 9 月 2 日～11 月 20 日	北本市教育委員会		
範囲確認調査	平成 20 年 8 月 4 日～8 月 7 日	北本市教育委員会	-	-
第 4 次調査	平成 20 年 2 月 14 日～ 6 月 30 日	北本市教育委員会	『デーノタメ遺跡発掘調査概要報告書』 『デーノタメ遺跡総括報告書』	平成 29 年 2 月 17 日 令和元年 9 月 30 日
範囲確認調査	平成 20 年 8 月 4 日～8 月 7 日	北本市教育委員会	-	-
内容確認調査	平成 24 年 11 月 13 日～ 12 月 5 日	北本市教育委員会	『デーノタメ遺跡発掘調査概要報告書』 『デーノタメ遺跡総括報告書』	平成 29 年 2 月 17 日 令和元年 9 月 30 日
内容確認調査	平成 25 年 10 月 28 日～ 11 月 20 日	北本市教育委員会		
内容確認調査	平成 28 年 2 月 1 日～3 月 17 日	北本市教育委員会		
内容閲覧調査	平成 28 年 6 月 7 日～7 月 12 日	北本市教育委員会		
内容確認調査	平成 29 年 10 月 27 日～ 平成 30 年 2 月 15 日	北本市教育委員会		
内容確認調査	平成 30 年 10 月 15 日～令和元年 1 月 22 日	北本市教育委員会		

調査内容	調査年月日	調査機関等	刊行物	刊行年月日
内容確認調査	令和2年度	北本市教育委員会	-	-
内容確認調査	令和3年度	北本市教育委員会	-	-
内容確認調査	令和5年度	北本市教育委員会	-	-
内容確認調査	令和6年度	北本市教育委員会	-	-

その後、都市計画道路等の道路建設に伴う事前調査を、平成12年（2000）から平成20年（2008）にかけて計4回実施しました（図18～20）。また、平成24年（2012）から遺跡の範囲や構造を知るための内容確認調査を計10回実施しました（表2）。

台地上を対象とした第1次から第3次調査では、縄文時代中期後半（約5,000年前から4,900年前）の住居跡24軒、後期（約4,600年前）の住居跡1軒、土坑167基、伏甕1基などを確認し、中期集落が環状集落である可能性や、後期集落の存在など、台地上における集落の形態や構造の一部を解明しました（図21・22）。

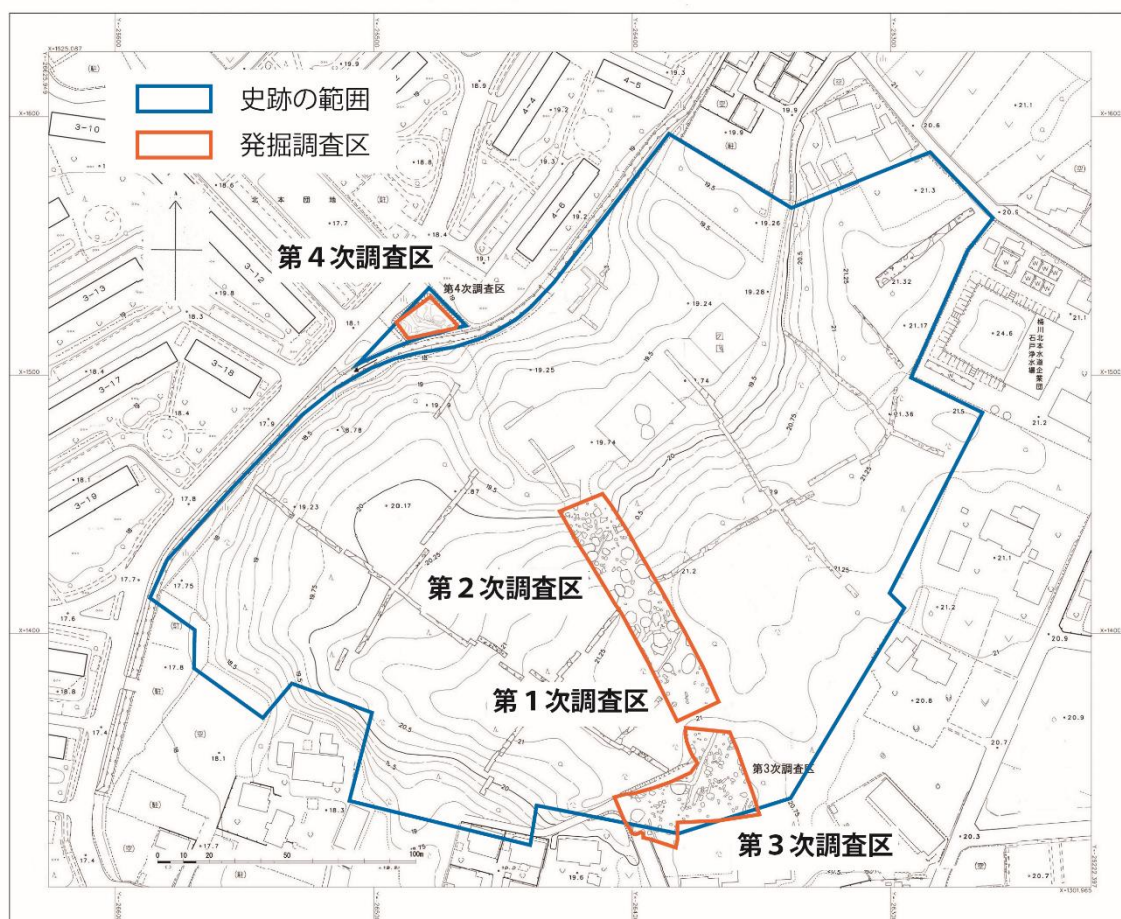


図 18 第1～4次調査区全測図

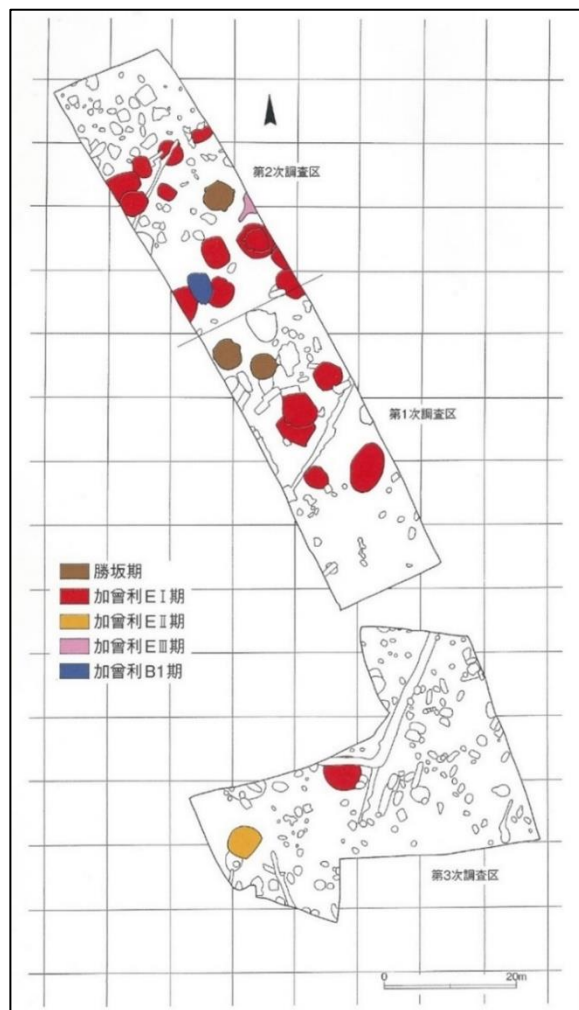


図 19 第1次から第3次調査区全測図

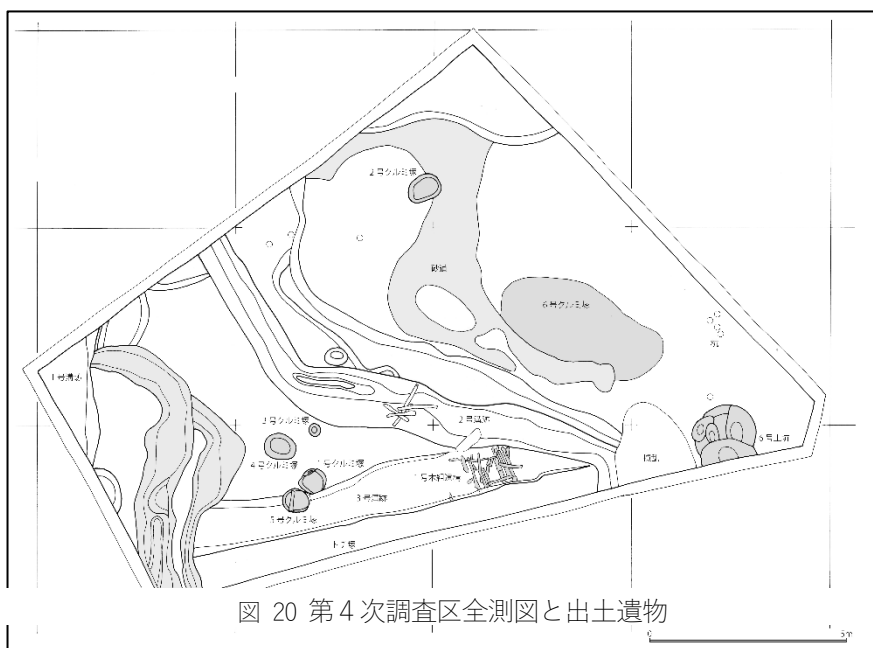


図 20 第4次調査区全測図と出土遺物



調査区全景（第1次調査）



7号住居跡（第2次調査）



7号住居跡出土炉体土器（第2次調査）



8号住居跡出土石鏃（第2次調査）



8号住居跡出土浅鉢形土器（第1次調査）



90号土坑出土伏甕（第3次調査）



11号住居跡全景（第2次調査）



11号住居跡出土浅鉢形土器（第2次調査）

図 21 第1次から第3次調査の調査状況



調査区全景（第4次調査）



2号クルミ塚（第4次調査）



2号クルミ塚遺物出土状況（第4次調査）



トチノキ出土状況（第4次調査）



硬玉製大珠出土状況（第4次調査）



木組遺構検出状況（第4次調査）



漆塗土器状況（第4次調査）



ナラガシワ出土状況（第4次調査）

図 22 第4次調査の調査状況

平成 20 年（2008）に実施した第 4 次調査は、台地下の低地を対象としました。泥炭層に覆われた湿潤な堆積環境では、通常の遺跡では残りにくい有機質遺物が良好な状態で遺存し、漆塗土器や木胎漆器、木製品などの他、クリ・クルミ・トチノキなどの種実、木材、昆虫などが出土しました。また、花粉分析は縄文人の植物資源利用や周辺の植生を復元する重要な成果となりました（図 22）。

（2）内容確認調査の概要

内容確認調査は、平成 21 年の「北本市久保特定土地区画整理事業及びデーノタメ遺跡に係る検討委員会」の意見及び「デーノタメ遺跡調査指導委員会」の指導に基づき、遺跡の範囲と構造を明らかにするために実施しました（表 2、図 23）。

中期集落を対象とした調査は平成 28 年（2016）に始まり、環状集落に対して「キ」の字状にトレンチを設定して調査を行った結果、長径が約 210m の規模であること、中央は土坑とピットが分布する広場であることがわかりました。

平成 29 年（2017）の調査は、集落の状況が不明確であった南東部で住居跡を確認し、明らかに環状であることを確認しました。また、台地の低位面の一部が土器の「捨て場」になっていること、低地部分には泥炭層が残っており後期中葉（約 3,500 年前）の遺物が出土すること、などがわかりました。

平成 30 年（2018）の調査では、中期集落の北部にあたる台地の低位面を調査対象とし、縄文時代中期後半（約 4,900 年前）の住居跡を 2 軒確認したことで、短径が約 170m であることを確認しました。

平成 24 年（2012）の後期集落を対象とした調査は、遺跡の北東端で縄文時代後期前半（約 4,600 年前）の住居跡および土坑などを確認し、集落の北東部分の範囲を確定しました。

平成 27 年（2015）の調査は、後期集落に対し「キ」の字状にトレンチを設定して行い、これまで不明瞭であった縄文時代後期前半の住居跡群を確認しました。

続く平成 28 年（2016）の調査では、中期の環状集落に重なるように後期中葉（約 3,500 年前）の住居跡が分布していることを確認しました。

令和 2 年（2020）の調査では、後期前半の集落の北西に位置する低位面から多量の遺物を検出し、土器などの「捨て場」であったことがわかりました。

令和 7 年（2025）には史跡に隣接する個人住宅の敷地内の調査を実施し、後期前半（約 4,600 年前）の遺構・遺物が確認され、後期前半の集落が北側に伸びることがわかりました。

この他、平成 29 年（2017）の調査は、台地の低位面から低地へと至る緩斜面を対象とし、中期後半（約 5,000 年前）の遺物包含層と、後期中葉（約 3,500 年前）の遺物を含む泥炭層が残っていることが明らかとなりました。



竪穴住居跡（中期）検出状況（平成 27 年度）



竪穴住居跡（後期）検出状況（平成 28 年度）



低地部調査区全景（平成 29 年度）



低地部遺物出土状況（平成 29 年度）



竪穴住居跡（中期）検出状況（平成 30 年度）



調査区全景（令和元年度）



土器廃棄遺構検出状況（令和元年度）



遺構（後期）検出状況（令和 6 年度）

図 23 内容確認調査の調査状況

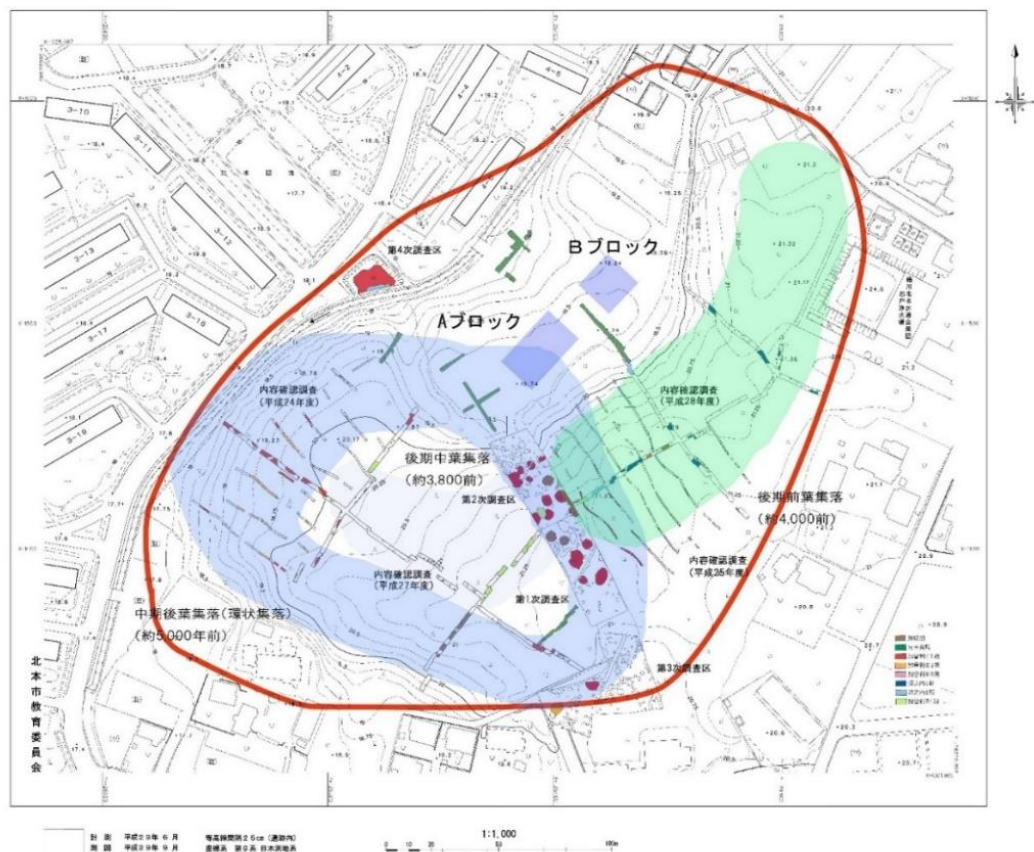


図 24 デーノタメ遺跡の集落分布図

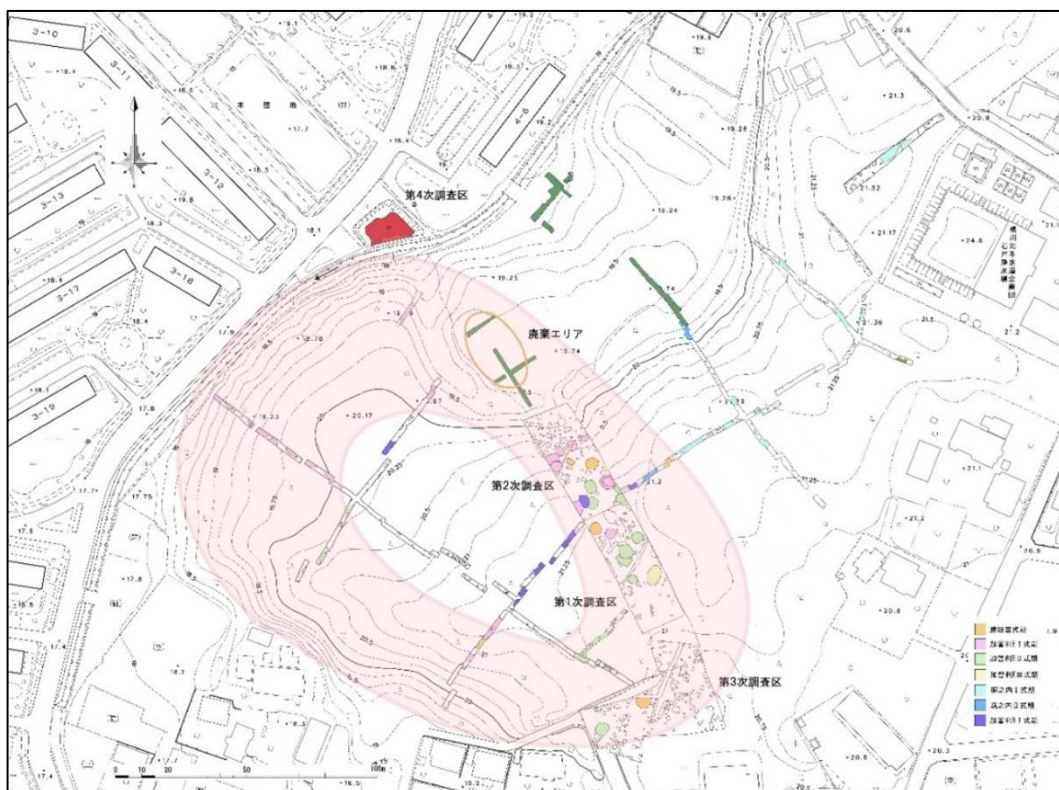
(3)集落の変遷

デーノタメ遺跡の集落(図 24)は、縄文時代中期中葉(約 5,300 年前)に遺跡の南西部で小規模集落が営まれます。当初から環状の形態を意識していたようで、その後も中央に広場をもつ形態は維持されます。内容確認調査における調査の結果、広場の内部にはピットや土坑が疎らに確認されているのみで、具体的な構造は明らかになっていません。環状集落の規模は、長径約 210m、短径約 170mで、他の集落遺跡と比較しても破格の大きさです(図 25)。

その後、縄文時代中期末(約 4,800 年前)から後期初頭(約 4,600 年前)において、一時的に集落が縮小するようですが、続く後期前葉(約 4,600 年前)になると、遺跡の北東に集落が営まれます。後期前葉の集落の中央には北側の低地から浅い谷が入り込んでおり、住居跡はこの谷を囲むように展開し、さらに後期中葉(約 3,500 年前)には、遺跡の南西部に移動します。後期前葉から続く集落は台地の縁辺に沿うように分布し、範囲は弦長で約 270m以上となり、大規模集落が形成されました(図 26)。

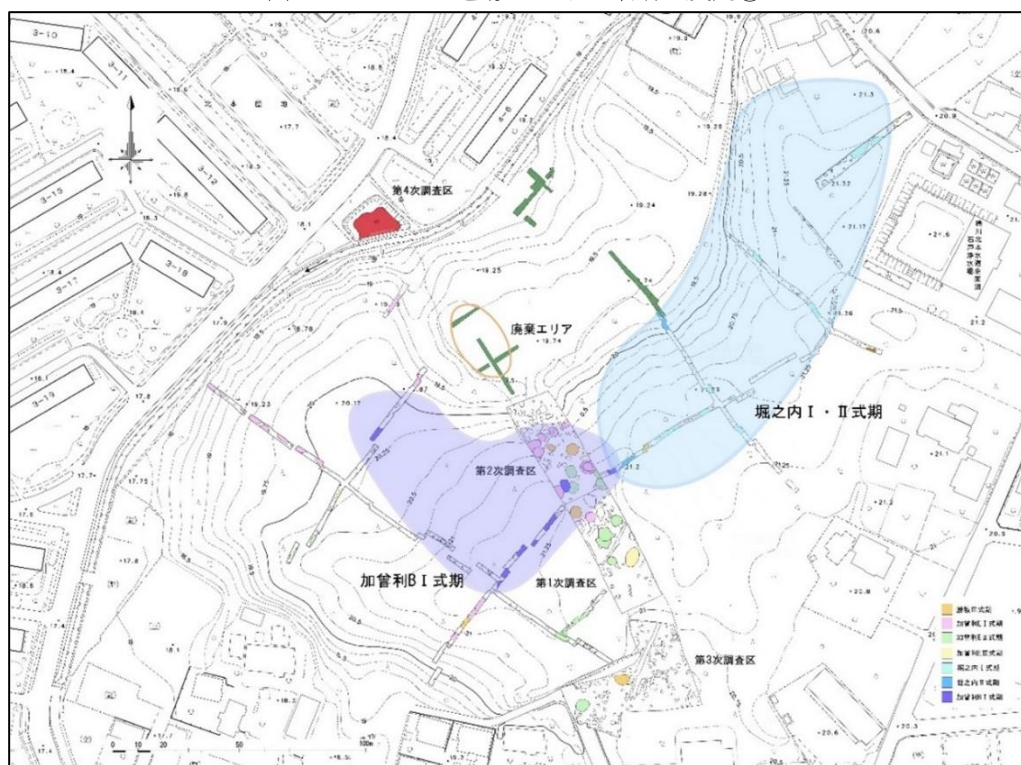
(4)水場の遺構

台地直下を調査した第 4 次調査では、縄文時代中期と後期の泥炭層が良好に残っており、多数の遺構や遺物が検出されました。中期の遺構は、クルミ塚、砂道跡、土器集中遺構などで、6 基のクルミ塚はいずれも植物遺体などを意図的に廃棄した痕跡と考えられます。このうち、



中期集落 (約 5,000 年前～約 4,900 年前)

図 25 デーノタメ遺跡における集落の展開①



後期集落 (約 4,600 年前～約 3,500 年前)

図 26 デーノタメ遺跡における集落の展開②

6号クルミ塚では、オニグルミの他にコウゾ属・ニワトコ・クワ属・マタタビ属などの種実を含み、クルミ形土製品が出土しています。また、周囲から硬玉製大珠も検出されており、この付近が廃棄の場であるとともに儀礼的な性格をもつ場であった可能性が指摘できます。

出土遺物で注目されるのは漆塗土器で、黒漆を下地に塗り、赤漆でモチーフを描くものが多くみられました。これらの漆塗土器の大半は縄文時代中期後半（約4,900年前）のもので、器種は浅鉢に限定される傾向にあります。

後期の遺構は、調査区南側の3号溝跡の他、木組遺構・6号土坑・トチ塚などで、3号溝跡には木組遺構が構築され、長さ約130 cm、幅約95 cmの規模です。径10 cm前後の丸木や割材が敷かれ、クリ・ウルシ・カエデ属・コナラ節等の部材で構成されています。覆土にはトチノキの果皮が多く含まれ、トチノキのアク抜きのための水さらしに関する遺構の可能性もあります。また、3号溝跡の覆土中には微細な種実類を豊富に含み、クルミ塚と同様ニワトコ・コウゾ属・クワ属・マタタビ属などのベリー類が多く検出される傾向にありました。

(5)植物利用と理化学分析

デーノタメ遺跡では、泥炭層中より検出された有機質遺物を対象として、様々な理化学的分析を行いました。内容と結果は一覧に示したとおりです（表5）。

表5 分析項目（分析内容）と主な分析結果	
1	放射性炭素年代測定
	木材・木製品、種実、炭化材等39点の放射性炭素年代測定を実施した結果、縄文時代中期中葉から後期中葉を中心とする年代が得られ、土器型式による年代観を科学的に裏付けるとともに、集落の形成過程を明らかにする基礎資料となった。
2	花粉分析
	花粉分析では、縄文時代中期から後期にかけての遺跡周辺の植生を明らかにした。その結果、低地ではハンノキ林からクルミ林に変化していたことが判明した。また、台地においてはクリ林が集落の周りに広がり、ウルシ林を管理していたことがわかった。
3	珪藻分析
	珪藻分析の結果、縄文時代中期の水環境は、流水が流れ込む湿地から、流速の弱い流れのある湿地へと変化したことが明らかとなった。
4	大型植物遺体分析
	クルミ塚などから出土した大型植物遺体の分析の結果、オニグルミなどの堅果類の他に、炭化したアズキ亜属の種子やコウゾ属、クワ属、マタタビ属等のベリー類が検出され、縄文人の多様な植物食の実態が明らかとなった。
5	土器圧痕分析
	土器表面等に残された圧痕のレプリカ法による分析の結果、圧痕144点のうち、67点が種実と判断され、多様な種実の利用が明らかになった。このうちダイズ属種子については栽培型と判断された。
6	樹種分析
	樹種分析の結果、縄文時代中期から後葉においてはクリがもっとも多く、カエデ属、クワ属、コナラ属コナラ節がそれに次ぐことがわかり、台地上には開けた落葉広葉樹が、低地ではハンノキ林が成立していたことがわかった。また、ウルシは中期から後期にかけて利用されていることが判明した。
7	昆虫遺体分析
	縄文時代中期の昆虫相は、コアオハナムグリとヒメコガネなど、ヒトが植栽した果樹や畑作物などを加害する昆虫が多数確認され、遺跡の周辺が人為度の高い「縄文里山」のような環境であったことがわかった。
8	動物遺体分析
	出土した動物遺体は、脊椎動物の焼骨破片で、カラス、イノシシ、シカであることがわかった。
9	漆製品の製作技術の復元（漆成分・塗膜分析）
	漆製品のうち、木製品の塗膜については、2～4層構造であることが判明した。顔料は、ベンガラと水銀朱が用いられているが、中期においても水銀朱が使用されている例があり、過渡期の様相を示す資料である可能性が示唆された。漆塗土器の塗膜は1～4層構造で、顔料は中期と後期で共にベンガラを用いており、時期差がないことがわかった。漆塗腕輪・木胎漆器は、漆や砂などを混和したものを胎としていたこと、貝や石製品が埋め込まれていた可能性があることなどが明らかとなった。
10	同位体分析
	土器付着炭化物の同位体分析の結果、デーノタメ遺跡では陸上資源が中心に利用されており、海産物の利用がほとんどなかったこと、陸上資源の中でも植物質資源を多く加熱してできた付着物が大半を占め、植物質を多用する生業の一端が明らかとなった。

第4節 今後の調査・研究

1 現地調査

これまで発掘調査を行ってきた範囲は限定的であるため、遺跡全体の構造や土地利用の実態については、なお不明な点を多く残しています。よって、今後の活用や整備に必要な情報を得るため、計画的に内容確認調査を実施する必要があります。なお、内容確認調査は史跡の現状変更にあたることから、調査目的を明確にし、調査が史跡の本質的価値に及ぼす影響を踏まえ、最小限の範囲で行うよう、国・県等と十分な協議を行うこととします。

2 自然科学的調査

デーノタメ遺跡では、これまで様々な自然科学的な調査を実施してきました。これらの成果により、縄文時代中期から後期の環境や植物資源の利用、漆工芸等について重要な知見が得られています。今後も大学・研究機関、博物館等と連携、協力して、必要な分析を計画的に実施していく必要があります。

3 自然環境調査

史跡の保存・活用や整備および希少な動植物保護の基礎資料とするため、遺跡周辺の自然環境について継続的な調査が必要です。特にオオタカ等の希少な鳥類の生息状況をモニタリングするとともに、雑木林や、復元した縄文の杜の植生を調査し、史跡の整備・管理と希少な動植物の保護の両立を図ります。

第4章 史跡の本質的価値

第1節 デーノタメ遺跡の本質的価値

デーノタメ遺跡は、縄文時代中期中葉から後期中葉における関東地方を代表する集落遺跡です。デーノタメ遺跡の本質的価値は、下記のとおり整理できます。

1 縄文時代中期の環状集落が関東最大級の規模であること

デーノタメ遺跡の中期の環状集落は、長径約 210m、短径約 170mと、関東最大級の規模です。集落は台地上に長楕円形を描いて展開し、一部は台地低位面に及んでいるのが特徴です。集落の中央は広場として利用されていたと推察されます。

大規模環状集落は大宮台地・武蔵野台地・相模野台地に集中する傾向にありますが、長径約 210mという規模は関東地方のみならず、全国的にみても大規模です。

2 約 1,500 年もの長期にわたって集落が継続したこと

デーノタメ遺跡は、約 1,500 年にわたって集落が継続していました。環状集落は縄文時代中期中葉末（約 5,300 年前）にその萌芽がみられ、中期後半に最大のピークを迎えると、間もなく集落が規模を縮小します。現状では、住居跡は確認されていませんが、縄文時代中期末（約 4,900 年前）から後期初頭（約 4,300 年前）の土器が出土しているため、集落が存在したようです。

後期前葉以降は再び集落が形成され、後期前葉（約 4,200 年）から中葉（約 3,800 年前）にかけて営まれた集落は台地の縁辺に沿うように展開します。弦長約 270mと大規模なため、一般的に集落が小規模化するとされる後期において、集落の規模が大きいことがデーノタメ遺跡の特徴です。また、台地低位面では、この時期に形成された土器などの「捨て場」を確認しています。

3 台地上の集落と低地部の水辺空間がセットで残る稀有な遺跡であること

デーノタメ遺跡は、台地上の大規模な集落と低地の水場が一体として残る、全国でも稀有な遺跡であり、遺跡の大きな価値となっています。遺跡は集落だけでなく、周囲の利用空間を含めた保存と活用が望まれます。

また、デーノタメ遺跡の低地部では中期から後期の泥炭層が良好に残っており、クルミ、クリ、トチノキなどの植物遺体や、漆塗製品、花粉、昆虫遺体などの有機質遺物が多く出土しました。これらを理化学的に分析することによって、当時の気候の変化や植生、食料とした植物資源の実態、漆工技術などを解明することができます。

4 当時の環境と生活様式の変化がひとつの遺跡で見通せること

デーノタメ遺跡は、集落の規模や継続期間の長さから、この地域の拠点的な集落であったと考えられます。これまでの調査で、水場の利活用を図るための土木遺構、食料の加工などに関わる木組遺構など、当時の縄文人の食や生業を物語る遺構群が確認されています。

また、縄文時代中期中葉から後期前葉に至る集落と水場がセットで残っているため、環境の変化と、その変化に縄文人がどう適応したかを一つの遺跡で見通すことができます。

第2節 史跡の構成要素の特定

1 本質的価値を構成する重要な要素

デーノタメ遺跡における史跡の本質的価値を構成する重要な要素は以下のとおり整理することができます（図27）。

- ①縄文時代中期中葉末から中期後葉の集落跡
- ②縄文時代後期前葉から後期中葉の集落跡
- ③縄文時代中期中葉から後期中葉の遺構・遺物
- ④低地遺跡
- ⑤植物遺体や昆虫遺体などの有機質遺物
- ⑥漆製品



竪穴住居跡



縄文土器



石鏃



打製石斧・磨製石斧



凹み石・石皿



硬玉製大珠



昆虫遺体



クリ



漆塗土器

図 27 本質的価値の構成要素

第3節 本質的価値を構成する枢要な要素以外の諸要素

1 本質的価値に準じる諸要素

デーノタメ遺跡における、史跡の歴史的重層性を示す諸要素は以下のとおりに整理できます。具体的には、史跡の本質的価値を構成する枢要な要素である縄文時代中期および後期の集落が形成される以前、そして以後の土地利用を示す遺物が該当します。

- ①旧石器時代（約 15,000 年前）の細石器（細石核）
- ②縄文時代早期前半（約 1 万 600 年前）の土器
- ③縄文時代早期後半（約 8,300 年前）の土器
- ④縄文時代前期前半（約 6,500 年前）の土器
- ⑤縄文時代前期中葉（約 6,200 年前）の土器
- ⑦縄文時代前期後半（約 5,600 年前）の土器
- ⑧縄文時代前期末葉（約 5,500 年前）の土器
- ⑨縄文時代晩期前葉（約 3,000 年前）の土器

2 保護に資する諸要素

史跡の保護に資する諸要素として、以下のものが挙げられます。

- ①ガイドンス施設
- ②復元された竪穴住居跡
- ③標識・説明板
- ④境界標
- ⑤史跡外の駐車場やトイレなどの便益施設
- ⑦駅からのウォーキングルートサイン

3 その他の諸要素

史跡の本質的価値と関連がなく、史跡の整備に支障がある樹木や工作物・施設などで、以下のものが挙げられます。

- ①モウソウチク
- ②ナラ枯れした樹木
- ③既存道路の側溝
- ④ポンプ小屋
- ⑤その他

第5章 史跡の現状と課題

第1節 保存管理の現状と課題

1 保存管理の現状

本史跡の現状は、「縄文の杜」を想起させる緑地環境を有しており、山林が約4ha、草地在約1haの広さです。このうち、山林はコナラやエゴノキなどを主体とする雑木林およびスギ、シラカシを主体とする屋敷林、モウソウチクに覆われ、草地ではニワトコなどの低木やアズマネザサ、オオブタクサなどが繁茂した状態となっています（図28）。また、林縁ではクズなどのマント群落が広く覆っています（図29）。

このように、まとまった緑地空間が広がっていますが、管理者による定期的な草刈りや市民活動によるモウソウチクの除去、下草刈り、倒木の除去などを行っているものの、草木が繁茂し、閉鎖的な環境です。

近年ではカシノナガキクイムシが猛威を振るい、年数を経たコナラ・クヌギなどの大径木がナラ枯れによる被害を拡大させており、数多くの倒木によって森としての健全な状態が失われています。特にナラ枯れによる倒木は、遺構面への影響や来訪者の安全確保の面で見過ごせない状況です。

また、平成13年(2001)3月に林内のスギ林でオオタカの営巣が確認されたことを受け、市では翌年度から第三者委員会を設置し、オオタカの保護について検討を進めた経緯があります。その後、一時的にオオタカの営巣は途絶えていましたが、平成30年以降は、ほぼ毎年のように繁殖行動が確認されている状況です（図30）。

なお、現在の史跡の指定面積は約4.9haで、地権者は14人ですが、現状では公有地化が完了していません。また、遺跡北東部の指定範囲外では、新たに集落の広がりが確認されており、追加指定を検討しています。

このほか、史跡の北西縁には江川支流である「勝林雨水3号幹線」が老朽化し、改修工事が計画されています。この幹線はデーノタメ遺跡の低地部に該当しているため、計画の変更が困難であるなど、やむを得ない場合は記録保存の措置を講じる必要があります。

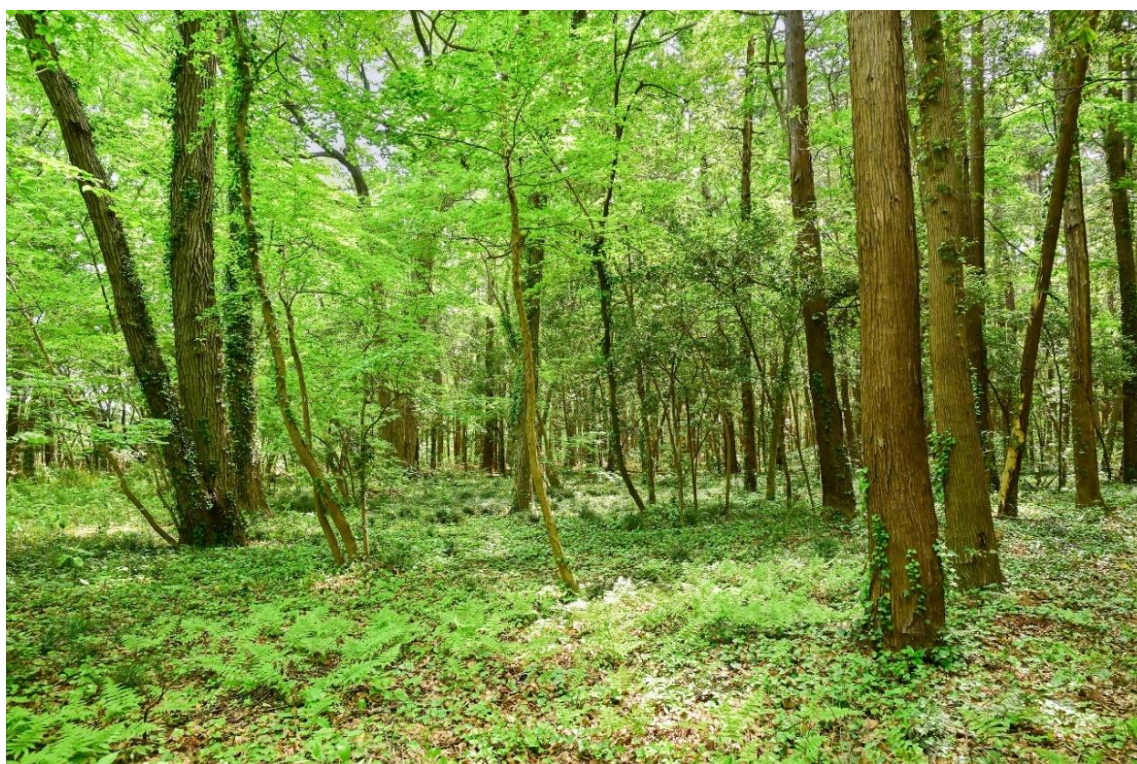


図 28 史跡の現状

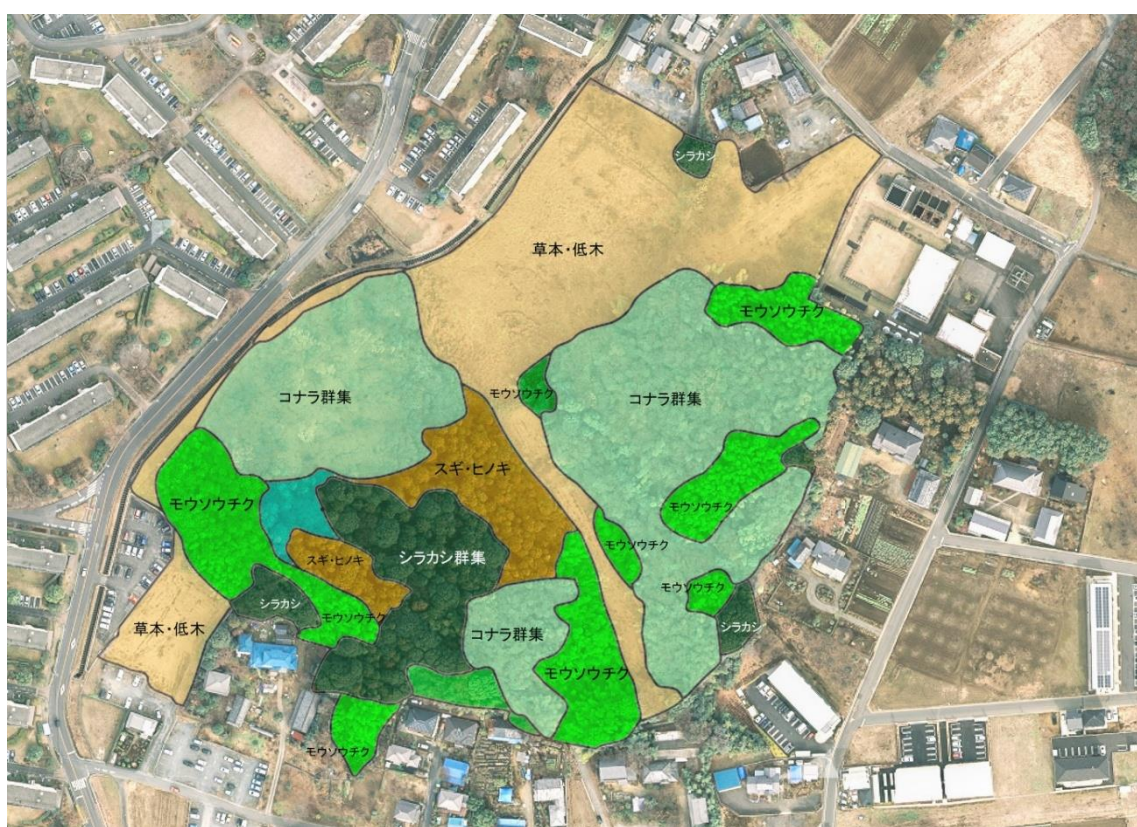


図 29 史跡とその周辺の植生分布

2 保存管理の課題

デーノタメ遺跡の管理の現状を整理すると、北本市が史跡を適切に管理していくための課題は、①追加指定範囲を含めた公有地化に関すること、②雨水幹線工事に伴う発掘調査に関すること、③植生の管理に関すること、④オオタカの保護に関すること、の4点です。

このうち、①公有地化に関しては、指定されている範囲については計画的に進め、その完了後には、史跡の北西側及び北側における今後保存を要する範囲について、追加指定・公有地化を図るため、国・県との協議が必要です。

②やむを得ず雨水幹線工事に伴う発掘調査を行う場合は、工事の所管部署と連携を図り、工事で影響の及ぶ最小範囲を対象とする調査を適切に行い、周辺の追加指定について、国・県との協議が不可欠です。

③植生の管理は、オープンエリアである草地では繁茂する草本、ササタケ類、マント群落の除去、林内ではナラ枯れなどによる倒木およびモウソウチクの除去、下草の管理などを適切に行い、「縄文の杜」の再生をめざして林の環境を適切に維持・管理することが必要です。

④オオタカの保護は、生態系の頂点であるオオタカが繁殖できる環境を維持するとともに、とくに①～③の実施に際しては、埼玉県が定める『埼玉県オオタカ等保護指針（以下、『オオタカ保護指針』という）』に則り、史跡とオオタカとの共存を目指すことが求められます。

なお、オオタカは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づき、平成5年(1993)に国内希少野生動植物種の指定を受けていましたが、その後、生息状況の回復を受けて平成29年(2017)に指定を解除されました。ただし、『埼玉県レッドデータブック動物編2018』では「VU・絶滅危惧Ⅱ類」に、『環境省レッドデータブック』でも「NT・準絶滅危惧」に位置づけられており、今後も地域生態系を象徴する重要種として、その保護が求められます。



図 30 史跡内で繁殖するオオタカ（写真提供：埼玉県生態系保護協会）

第2節 活用の現状と課題

1 活用の現状

史跡の活用としては、デーノタメ遺跡の魅力と重要性の周知及び縄文文化に親しむための普及・啓発事業を継続的に実施してきました（表6）。

このうち、デーノタメ遺跡に特化した普及・啓発事業では、市の主催および市内の小中学校、公民館や市民団体の依頼に応じた講座の開催、出前講座などを随時行うとともに、これまでに3回の出土品展、5回のシンポジウムを開催してきました（図31）。平



図 31 遺跡の展示会

成28年度の第1回シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界」では、実に810人の参加

者が、令和6年度の国指定記念シンポジウム「巨大集落はなぜ継続できたのか」では610人の参加者があるなど、遺跡に対する関心の高さがうかがえました（図32）。

また、市広報では平成29年の特集「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界」を皮切りに、令和5年の特集「デーノタメ遺跡は今」、令和6年の特集「私たちのデーノタメ遺跡」のほか、1年間のコラム連載「デーノタメ遺跡を読む」などの発信にも努めてきました。

このほか、国の指定を契機に、広く縄文文化に親しむためのイベントとして、令和6年には「&green マーケット」とコラボして、翌年には「北本カレーフェスティバル」と共催して、「きたもと縄文まつり」を開催するなど、幅広い年齢層へ縄文文化の魅力を発信しています（図33・34）。

さらに、令和5年から「デーノタメ縄文の杜プロジェクト」という市民グループが発足し、史跡内の杜や遊歩道の整備、各種まつりへの参加、継続的な縄文体験を継続しており、市教育委員会も活動を支援しつつ、協働に努めています（図35）。

ただし、現地の史跡内における活用については、杜の管理や縄文ツアーなどが春・秋・冬季に実施していますが、特定のイベントや学習活動に限られ、広く市民に公開ができていないのが現状です（図36）。



図 32 シンポジウムの様子



図 33 きたもと縄文まつり



図 34 子どもの体験の様子



図 35 市民グループによる森の管理



図 36 史跡内の現地見学

表 6 デーノタメ遺跡関連事業一覧

No.	事業名	開催日	主催・対象等	参加者数
1	デーノタメ遺跡出前授業	平成 27 年 2 月 13 日	南小学校 3 年生	82
2	シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く 縄文の世界」	平成 29 年 2 月 25 日	デーノタメ遺跡関連シンポジウ ム	810
3	デーノタメ遺跡出前授業	平成 29 年 6 月 6 日	北本中 1 年生	160
4	デーノタメ遺跡出前講座	平成 29 年 10 月 3 日	歴史探訪サークル	43
5	デーノタメ遺跡出前講義	平成 29 年 10 月 21 日	大東文化大学オープンカレッジ	21
6	デーノタメ遺跡歴史講義	平成 29 年 10 月 25 日他	2 回連続講座	103
7	デーノタメ遺跡出前講座	平成 29 年 11 月 12 日	ワコーレ勉強会	10
8	山梨県埋蔵文化財センターシンポジウ ム	平成 30 年 2 月 17 日	縄文時代の植物資源利用・管理・ 栽培を考える	150
9	デーノタメ遺跡出土品展	平成 30 年 3 月 1-4 日	文化センターホワイエ	1,500
10	シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く 縄文の世界 II」	平成 30 年 3 月 3 日	縄文時代の環境と食	550
11	デーノタメ遺跡出前講座	平成 30 年 7 月 13 日	文化センター考人学級	100
12	勝坂遺跡シンポジウム	平成 31 年 1 月 23 日	ここに残った勝坂遺跡	160
13	デーノタメ遺跡出前授業	令和元年 9 月 20 日	北本中学校 1 年生	159
14	デーノタメ遺跡出前授業	令和 2 年 9 月 17 日	西小学校 6 年生	32
15	デーノタメ遺跡出前講座	令和 2 年 11 月 24-25 日	3 回連続講座	123
16	デーノタメ遺跡出前講座	令和 3 年 6 月 17 日	サンマンション	20
17	デーノタメ遺跡出前講座	令和 3 年 12 月 9 日	学習センター	20
18	デーノタメ遺跡出前講座	令和 4 年 1 月 13 日	森林セラピー養成講座	20

No.	事業名	開催日	主催・対象等	参加者数
19	デーノタメ遺跡出前講座	令和4年7月8日	総合福祉センター	15
20	デーノタメ遺跡出前講座	令和4年7月10.15日	歴史と民俗の博物館友の会	130
21	デーノタメ遺跡出前講座	令和4年9月22日	中丸親和会	15
22	デーノタメの杜整備	令和4年11月12日	北本雑木林の会ほか	35
23	デーノタメの杜整備	令和4年12月25日	北本雑木林の会ほか	45
24	スソアキコさんと歩く縄文ツアー	令和5年5月14日	第1回台原縄文音楽祭	60
25	デーノタメ遺跡出前研修	令和5年6月8日	北本市議会新人議員研修	11
26	デーノタメ遺跡特別展	令和5年11月8-21日	森と泉に守られた奇跡の遺跡	1,803
27	デーノタメ遺跡対談	令和5年9月28日	まちびらき文化祭	20
28	デーノタメ遺跡を歩こう	令和5年11月12日	縄文の杜プロジェクト	36
29	デーノタメ遺跡出前講座	令和5年11月18日	&green ツアー	25
30	デーノタメ遺跡を歩く	令和5年12月1日	北本の歴史と自然を詩う会	25
31	遺跡の散策ルートづくり	令和5年12月10日	雑木林の会・DJP	35
32	シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅲ」	令和6年1月20日	デーノタメ遺跡からみた縄文の食文化	358
33	デーノタメ遺跡出前講座	令和6年1月25日	彩桜会(県活いきいき大学OB)	42
34	デーノタメ遺跡懇談会	令和6年2月23日	デーノタメ縄文の杜プロジェクト	15
35	デーノタメ遺跡出前講座	令和6年3月29日	北本の歴史と自然を詩う会	25
36	デーノタメ遺跡出前研修	令和6年8月7日	北本市教育研究会社会科部会	18
37	デーノタメ遺跡出前講座	令和6年8月18日	西高尾6丁目自治会研修会	44
38	企画展・みんなで知ろう! 北本の縄文時代	令和6年8月20-29日	キミも未来の縄文博士!?	1,272
39	デーノタメ遺跡出前講座	令和6年8月29日	本町1丁目自治会研修会	20
40	デーノタメ遺跡出前授業	令和6年9月25日	中丸東小学校5年生	21
41	デーノタメ遺跡出前講座	令和6年9月25日	北本市老人クラブ連合会	50
42	デーノタメ遺跡出前講座	令和6年9月26日	東部公民館ときめきサロン	30
43	スソアキコさんと歩く、語るデーノタメ遺跡	令和6年10月13日	第2回台原縄文音楽祭	40
44	デーノタメ遺跡講演会	令和6年10月17日	コミュニティ協議会	60
45	デーノタメ遺跡出前講座	令和6年10月18日	おとなの浦和塾	30
46	デーノタメ遺跡出前研修	令和6年11月20日	埼玉県埋蔵文化財担当者研修	50
47	デーノタメ遺跡国史跡指定記念式典	令和6年11月30日	北本市民ホール	85

No.	事業名	開催日	主催・対象等	参加者数
48	きたもと縄文まつり 2025	令和 6 年 11 月 30 日	北本市役所芝生広場	1,000
49	デーノタメ遺跡出前講座	令和 6 年 12 月 13 日	北本の歴史と自然を詩う会	25
50	デーノタメ遺跡出前講座	令和 6 年 12 月 7 日	学習センター歴史講座	50
51	デーノタメ遺跡出前講座	令和 7 年 1 月 8 日	北本婦人会	22
52	デーノタメ遺跡出前授業	令和 7 年 2 月 13 日	西小学校 3 年生	80
53	デーノタメ遺跡出前講座	令和 7 年 2 月 23 日	日高市市民歴史講座	40
54	デーノタメ遺跡出前講座	令和 7 年 3 月 2 日	あげお子ども大学	17
55	国指定記念シンポジウム「デーノタメ遺跡」	令和 7 年 3 月 9 日	巨大集落はなぜ継続できたか	609
56	デーノタメ遺跡出前授業	令和 7 年 6 月 11 日	東小学校 3 年生	71
57	デーノタメ遺跡出前授業	令和 7 年 7 月 4 日	宮内中特別支援学級 1 ～ 3 年生	11
58	デーノタメ遺跡出前講座	令和 7 年 7 月 18 日	高齢者ラウンジ	20
59	デーノタメ遺跡出前講座	令和 7 年 10 月 9 日	南部公民館	25
60	三内丸山東京縄文塾	令和 7 年 11 月 29 日	三内丸山遺跡東京縄文塾	11
61	デーノタメ遺跡の杜整備	令和 7 年 11 月 30 日	デーノタメ縄文の杜プロジェクト	20
62	デーノタメ遺跡の杜整備	令和 7 年 12 月 28 日	デーノタメ縄文の杜プロジェクト	16
63	デーノタメ遺跡出前講座・散策	令和 8 年 12 月 6 日	学習センター	30
64	シンポジウム「デーノタメ遺跡が拓く縄文の世界Ⅳ」	令和 8 年 3 月 10 日	縄文の食文化に学ぶ	420

2 活用の課題

デーノタメ遺跡の活用としては、継続的な講座やシンポジウム、出土品展、まつりの開催および市民グループの活動支援などを行ってきました。こうした活用はデーノタメ遺跡が国指定史跡となる前から進められているため、本史跡の強みの一つとなっています。

シンポジウムおよび出土品展のアンケート結果のうち、第2回シンポジウムの参加者では60代以上が75%、30～50代が20%、20代以下は4%、デーノタメ遺跡出土品展でも60代以上が68%、30～50代が23%、20代以下が9%という結果で、高齢者の関心の高さを示しています。

一方、「きたもと縄文まつり」や「みどりとまつり」の縄文体験ブースでは、小学生以下の子どもが熱心に参加している状況が確認できます。将来に向けて史跡の保存・活用を担うのは子どもを含めた若い世代です。デーノタメ遺跡を核とした地域学習や体験を通じ、子どもたちに

遺跡の魅力と重要性を知ってもらうことが特に重要であるため、継続的に市内の小・中学校との連携を進めます。そのため、教材化や副読本の作成が課題ですが、その際には「史跡を通じて国語・算数・理科・社会・英語などを学ぶことができる」という視点と工夫が必要であると考えています。

また、現在は遺跡の公有地化を進めている段階にあります。区画整理事業以来の除草管理および市民グループによる森の作業を継続しているものの、来訪者の見学、体験利用を前提とした環境整備には至っておらず、安全な立ち入りやイベント開催を妨げる要因になっています。

史跡を広く市民に公開し、体験学習や地域学習の場として活用していくためには、史跡の保存管理と植生管理を連動して行い、見学可能な空間を段階的に確保していくことが課題です。

第3節 整備の現状と課題

1 整備の現状

現在の史跡は、令和7年8月に久保特定区画整理事業における「事業管理地」から市教育委員会の管理地へと移管されました。移管後は、それまで実施してきた部分的な草刈りのほかは、市民グループが森の整備作業を実施するにとどまっています。

このため、史跡に隣接する道路沿いに解説板および横断幕を設置していますが、現状では史跡内の整備は進んでおらず、史跡内を周遊する遊歩道、休憩所、トイレ、駐車場などの便益施設は未整備の状況です。

国指定史跡の指定後は、市の内外で関心が高まり、史跡の現地見学を希望する問い合わせが多い状況ですが、「縄文史跡ツアー」などの特定のイベント以外は、そうした要望に応えられていない状況が続いています。

また、史跡内において森や草地の管理を行う場合には、オオタカの繁殖に配慮する必要があります。『オオタカ保護指針』に基づいて1月～8月の繁殖期間の整備は控えている状況です。

2 整備の課題

整備にかかわる当面の課題は、史跡の公有地化を進めるとともに、本計画の認定後に史跡を整備するための基本計画を策定し、史跡公園として整備を進めていくことです。

この整備にあたっては、縄文時代中期の環状集落や後期の弧状集落、低地遺跡などの集落形態および縄文時代の植物資源や漆の利用、環境変化といった、遺跡の本質的な価値を体感するための野外展示が必要です。また、屋内における遺物の展示や座学、体験を通じて遺跡の価値や魅力を学習するためのガイダンス施設の整備も不可欠です。

本史跡の現状は、「縄文の杜」をイメージできる緑地に覆われていますが、ナラ枯れによる倒

木、モウソウチクやアズマネザサ、クズなどのマント群落の繁茂によって森の荒廃が懸念され、遺跡保護の観点からもこれらの改善が求められます。このため、現在の植生の分布と樹勢状況を把握した上で、長期的な植生の管理方針を定めて整備することが必要で、この管理方針においては、現在も繁殖行動を継続しているオオタカとの共存を念頭に、『オオタカ等保護指針』に準拠した時期・区域設定のもとで整備を進める必要があります。

また、史跡に占める森の割合が大きいことから、通常の史跡で行われている盛土による保存措置が難しいという状況があり、地中の遺構面を保護するための措置と工夫が求められます。

このほか、史跡は JR 北本駅西口からバスで約 5 分という位置にあり、史跡に面する道路沿い(市道 127 号線)に路線バスの停留所が 2 か所あります。現在は遺跡を案内する道路標示がないため、こうした標示とともに駅から史跡をつなぐ 2km をウォーキングできるルート of の整備も課題です。

第 4 節 運営体制の現状と課題

1 運営体制の現状

本史跡の管理団体は北本市が文化庁から指定され、史跡の維持管理・整備は市教育委員会文化財保護課が所管しています。文化財保護課は現在、正規職員が 4 人、非常勤の社会教育指導員が 2 名で、このうち埋蔵文化財の専門職員は正規職員のうちの 2 名という体制です。

このため、現在進めている測量、用地購入業務、今後進めていく整備計画の策定、各種の設計業務、さらに史跡公園の施工と運営を計画的に進めていくためには、現状では人員が不足している状況です。

よって、文化財保護課の体制を強化するとともに、庁内の関係部署や市民・関係団体、大学・研究機関との連携・協力による持続的な運営体制を構築します。

また、現在のデーノタメ遺跡の森の管理や、縄文文化の魅力を発信する「きたもと縄文まつり」、縄文文化の学習や体験活動は、「NPO 法人北本雑木林の会」および「デーノタメ縄文の杜プロジェクト」、「北本の自然と歴史を詩う会」などの市民団体の協力により進められており、今後も各団体と連携していく必要があります。このほか、市民や市民団体が史跡の保存・活用に関わる「市民サポーター」などの仕組みや組織が整っていないことも課題となっています。

2 運営体制の課題

前項で示したように、史跡整備に向けた測量、公有地化、整備計画の策定、各種の設計業務、さらに史跡公園の施工と運営などを計画的に進めていくためには、これを可能にする専門職員の増員など、人員体制を整えることが喫緊の課題です。

また、史跡の活用の効果を最大化するためには、市内の観光、産業、健康づくり、福祉、都市計画などの関係部署との連携を強め、史跡を活かした事業の推進が必要です。

このほか、史跡の運営には、地域住民の理解と協力が不可欠であるため、これまで以上に市民、市民団体との連携を深めるとともに、市民参画を促す事業の展開と、これらに協力いただける市民サポーターの養成と組織化が重要です。

第6章 史跡の保存・活用に関する基本方針

第1節 保存・活用の方向性

本史跡は、関東地方における縄文時代中期から後期の集落の形成と変遷を示す1つのモデルであるとともに、低地で良好に保存された植物遺体や漆製品などにより、当時の環境変化や生業、漆文化の実態を解明できる遺跡です。

本計画における保存・活用の方向性は、史跡の現状を活かしながら、その本質的価値を損なうことがないよう保存を図りつつ、その価値を市民や来訪者と共有し、教育、研究、普及・啓発、地域振興等に活かしていくことが必要です。特に台地上の集落と低地の水辺空間が「縄文の杜」として残る特性を重視し、自然環境と文化財を一体的に守り、活かすことを目指します。

また、保存・活用にあたっては、行政とともに、地域住民、研究者、市民団体、観光関係者など多様な主体が協働し、持続的に取り組む体制を整えることが重要です。こうした協働を通じて、デーノタメ遺跡を北本市の歴史・文化を象徴する拠点として位置づけ、市民とともに守り、育てる史跡として誇りと愛着を醸成していくことを目指します。

本史跡の保存・活用は、「第六次北本市総合振興計画」をはじめとする市の上位計画や関連計画との整合を図りながら進め、まちづくり、学び、交流の場としての役割を果たしながら、遺跡を地域の未来につながる文化資源として活用していくものとします。

第2節 保存・活用の基本方針

1 史跡の保存管理

デーノタメ遺跡の保存管理にあたっては、現状保存を原則とし、遺跡および周辺環境を一体として保存します。また、自然環境や生態系にも配慮し、持続可能な管理体制を構築します。

- ①公有地化を計画的に進め、史跡の価値を損なわないよう、市が一元的に保存・管理する。
- ②デーノタメ遺跡の自然環境や歴史的環境を一体的に保全する。
- ③ナラ枯れなどの問題に対応し、現在の植生の保全とともに「縄文の杜」を創出する。
- ④オオタカの保護に配慮し、『オオタカ保護指針』に準じた管理を行う。

2 史跡の活用

史跡の活用にあたっては、調査・研究成果をわかりやすく発信し、教育や学習、交流の場として活かします。多様な世代が縄文文化に親しみ、史跡の価値を共有できる機会を確保します。

- ①学校教育で活用する教材を開発し、小・中学校の地域学習に努める。
- ②生涯学習、社会教育における講座、ワークショップ等の開催に努める。
- ③市民団体やNPOとの連携により、継続的な体験学習、縄文まつりなどのイベントを開催する。
- ④デジタル技術を活かした情報発信と、AR・VRなどにより史跡のイメージを伝える。
- ⑤研究機関や縄文時代の史跡、博物館との連携および広域的に縄文ツーリズムを推進する。

3 史跡の整備

史跡の整備は、遺跡の本質的価値を理解・体感できる環境づくりを目的として、段階的かつ計画的に進めます。自然景観や植生との調和に配慮しながら、安全で利用しやすい史跡空間の整備を目指します。

- ①縄文中期の環状集落、後期の弧状集落などを体感できる野外展示や体験型プログラムを工夫し、来訪者が主体的に学べる環境を整える。
- ②縄文時代の資源利用を理解できる植生と環境を復元する。
- ③史跡内に散策路、解説板、便益施設を設け、史跡公園として整備する。
- ④遺物の展示・収蔵・管理、体験学習などを行うガイダンス施設を整備する。
- ⑤駅から史跡までのアクセスルートを設け、サイン、ウォーキングルートを整備する。

4 史跡の運営体制

史跡の保存・活用を継続的に推進するためには、行政を中心に、研究者、市民、関係団体が連携した運営体制の構築が不可欠です。このため、多様な主体の参画を促し、協働による史跡運営を目指します。

- ①行政、研究者、市民、関係団体が連携する運営体制を整える。
- ②NPOや市民団体の幅広い活動を支援するほか、市民サポーターが保存、整備、普及活動に参加する仕組みを整える。
- ③庁内の関係部署と横断的に連携する。
- ④文化庁、県教育委員会、学識経験者との指導、協議体制により、学術研究を継続する。

第7章 史跡の保存と管理

第1節 保存と管理の方向性

デーノタメ遺跡の保存と管理にあたっては、第6章に示した保存・活用の基本方針を踏まえ、史跡の本質的価値を将来にわたって確実に継承することを目的とします。史跡範囲については計画的に公有地化を進め、市による一元的かつ継続的な保存・管理体制を整えます。

あわせて、集落跡が広がる台地から低地の水辺空間に至る微地形を適切に保存し、可視化するとともに、現在の植生を活かしながら「縄文の杜」を創出することで、史跡としてふさわしい景観の形成に努めます。

また、ナラ枯れの被害については、来訪者の安全確保を最優先としつつ、史跡の景観や生態系の影響に配慮した適切な対策を講じます。特に遺跡内の森で繁殖しているオオタカについては、『オオタカ保護指針』に準じ、保護と史跡管理の調和を図りながら、共存を目指した管理を行います。

さらに、史跡周辺において集落跡や低地遺跡の存在が予想される区域については、調査成果を踏まえつつ、史跡の追加指定および公有地化を長期的な視点で進めます。

このほか、史跡の継続的な調査・研究を実施し、その成果を積極的に発信することで、史跡の価値と魅力の理解を高め、将来的な史跡の保存と活用につなげます。

第2節 保存と管理の方法

1 史跡および周辺の地区区分

デーノタメ遺跡の史跡の範囲およびその周辺については、今後の取扱いに則してA区～D区の4地区に区分し、A区は史跡指定範囲、B区は保存を必要とする範囲、C区は活用拠点とする範囲、D区は将来的に調査を必要とする範囲です。

それぞれの地区の内容は以下のとおりです（図37）。

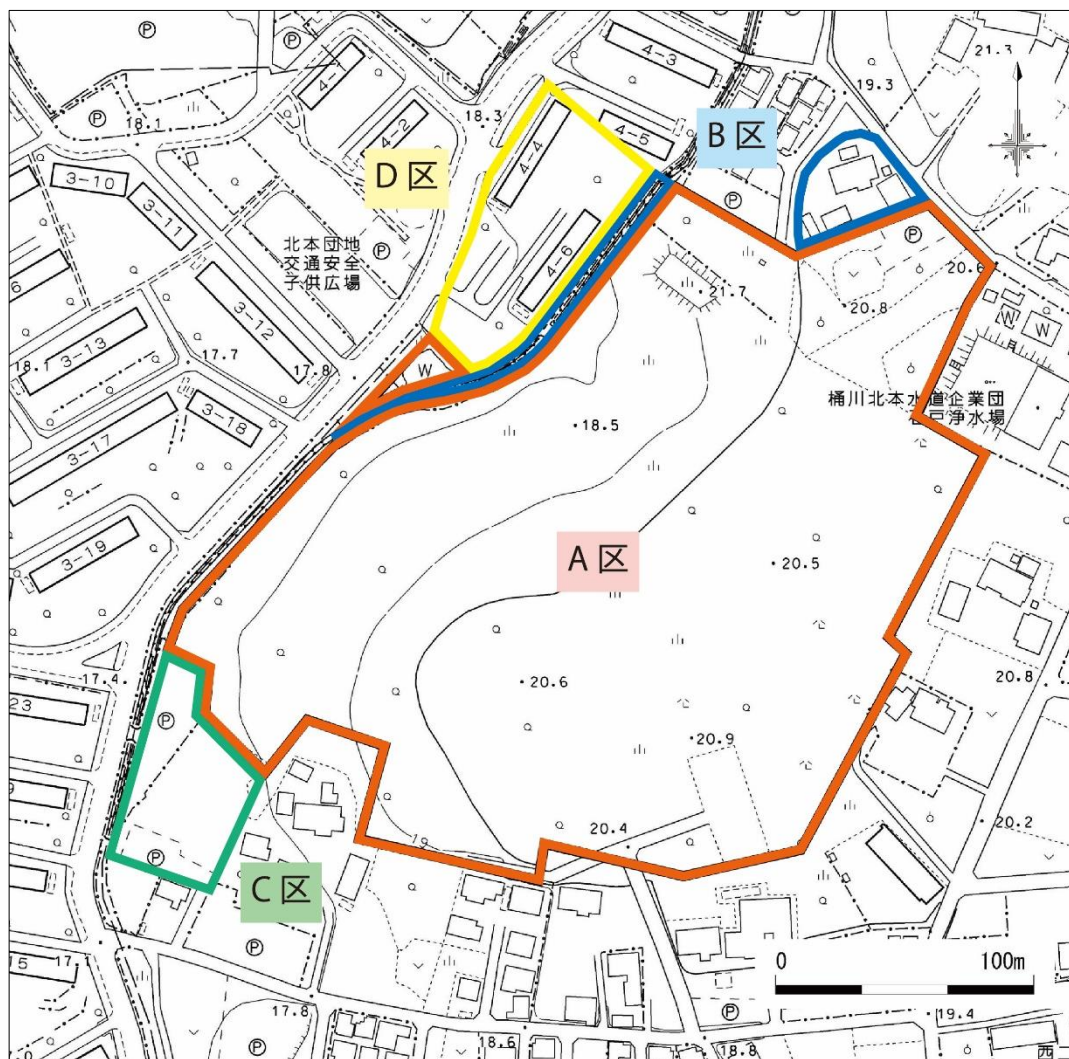


図 37 史跡内の地区区分

(1) A区（史跡指定の範囲）の概要

A区は法により史跡に指定された範囲で、その面積は約 49,000 m²です（図 38）。デーノタメ遺跡の本質的価値である縄文時代中期～後期の集落跡と低地遺跡で構成されています。現状は、雑木林・屋敷林・竹林などの緑地と、以前は畑であった草地が大半を占めています。人家や畑はなく、人の立ち入りが制限されているため、地域住民の生活圏ではない区域です。



図 38 A区の現状

(2) B区（保存を必要とする範囲）の概要

B区は、今後保存をする必要がある範囲で、指定地の外に位置していますが、これまでの調査で縄文時代の集落および低地遺跡の所在が明らかになっている地区です（図 39）。B区は北部の民家の敷地と、北西部の水路沿いの2か所からなり、民家の敷地は縄文時代後期の遺構群が確認され、水路沿いは縄文時代後期の低地遺跡が存在しています。このため、上記の2か所は追加指定により保存することが必要です。

なお、水路は老朽化が著しく、今後の改修工事によって影響を受ける部分についてやむを得ない場合は、発掘調査を行い、改修後に追加指定する必要がある区域です。



図 39 B区の現状

(3) C区の概要（活用する範囲）

C区は将来的に活用を必要とする範囲で、史跡外の南西に隣接する約3,100 m²です(図40)。UR北本団地の外周道路に接し、現状は草地と駐車場となっています。史跡指定範囲のA区と隣接し、史跡の来訪者が利用するガイダンス施設や駐車場を整備するエリアです。

外周道路には、路線バスのバス停が至近にあり、史跡の玄関口でもある区域です。



図 40 C区の現状

(4) D区（調査を必要とする範囲）の概要

D区は将来的に調査を必要とする範囲で、史跡指定範囲であるA区の北側に隣接しています（図 41）。昭和 40 年代半ば、北本団地の造成に際して江川支流の低地を埋め立てたエリアで、現状はUR北本団地の第 4 街区の 4 ～ 6 号棟が所在しています。

この地区の南東部はデーノタメ遺跡の第 4 次調査区に接し、これまでのボーリング調査の結果でも低地遺跡の存在が予想されています。また、地区の南側は地元で「デーノタメ」と呼ばれていたため池（湧水点）の一部を含んでいるため、デーノタメ遺跡の特色である低地の様相を明らかにするため、長期的な視野に立って調査を行う必要がある区域です。



図 41 D区の現状

2 各地区における保存と管理の方針

前項で地区区分したA区(史跡指定の範囲)、B区(保存を必要とする範囲)、C区(活用を必要とする範囲)、D区(調査を必要とする範囲)における保存と管理の方法は、以下のとおりとします。

(1) A区(史跡指定の範囲)における保存と管理の方針

A区は、史跡指定された史跡の本質的な価値を構成する中核的な区域で、史跡の保存を最優先とし、現状保存を原則とした管理を行います。

A区における保存と管理の方針は以下のとおりです。

- ・ 史跡の調査や保存と管理、活用を目的とする整備を除き、現状変更は認めない。
- ・ やむを得ず現状変更を行う場合には、文化庁および埼玉県教育委員会と慎重に事前協議を行う。
- ・ 地権者の理解と協力により公有地化を進める。
- ・ 史跡整備は、史跡の本質を損なわないように配慮し、地形の変更を伴う行為はできる限り行わない。
- ・ 史跡の大半が樹林地となっている特性を踏まえ、遺構・遺物・地形を適切に保護する。
- ・ 植生の管理は「縄文の杜」の復元を目指し、史跡および生態系に配慮する。
- ・ ナラ枯れの対策は、安全確保と景観、生態系の保全に配慮する。
- ・ オオタカの繁殖および生息に配慮し、『オオタカ保護指針』に準じた管理を行う。

(2) B区(保存を必要とする範囲)における保存と管理の方針

B区は、史跡指定地外に位置していますが、縄文時代の集落跡および低地遺跡の存在が確認されている区域で、将来的に史跡指定地として保存が必要な区域です。

B区における保存と管理の方針は以下のとおりです。

- ・ 史跡指定を視野に入れ、土地所有者と調整を図りながら保存を進める。
- ・ 開発行為や土地の改変に際しては、事前協議を徹底して保存を図る。
- ・ 水路改修等の公共事業については現状保存を原則とするが、真にやむを得ない場合には、文化庁および埼玉県教育委員会と協議し、発掘調査による記録保存の措置を検討する。
- ・ 長期的な視野に立ち、段階的な史跡の追加指定と計画的な公有地化を進める。

(3) C区(活用を必要とする範囲)における保存と管理の方針

C区は、史跡指定地に隣接し、史跡の公開、活用を支える拠点機能を担う区域です。史跡の価値を発信し、史跡の理解を深めるための整備を行います。

C区における保存と管理の方針は以下のとおりです。

- ・ 史跡指定地であるA区への影響を最小限に抑えた整備を行う。
- ・ 活用のための体験・実験等のスペースを確保する。
- ・ ガイダンス施設、駐車場を計画的に配置する。

- ・ 史跡の樹林景観と調和した低層かつアースカラーを基調とした施設を整備する。
- ・ 史跡の導入空間として、来訪者の動線や案内機能を整備する。

(4)D 区(調査を必要とする範囲)における保存と管理の方針

D 区は、史跡指定の範囲外にあり、現状では集合住宅が所在しています。デーノタメの湧水点付近に位置するため、低地遺跡の存在が予想されています。デーノタメ遺跡の全体像を解明するうえで重要な区域です。

D 区における保存と管理の方針は以下のとおりです。

- ・ 開発行為や建物等の大規模な改変に際しては、事前協議と内容確認調査を慎重に進める。
- ・ ボーリング調査や内容確認調査により、遺跡の広がりや性格を明らかにする。
- ・ 調査の成果に基づき、将来的な保存方針を検討する。

3 各地区における現状変更の取扱い

(1)A 区における現状変更の取扱い

A 区は、史跡区域で、現状変更は原則として認めないものとします。史跡の調査、保存管理、活用を目的とした必要最小限の整備を除き、土地の形状変更や新たな施設の設置など、史跡の保存に影響を及ぼす行為は制限します（表 7）。やむを得ず現状変更を行う場合には、法第 125 条に基づき、文化庁長官の許可を得るとともに、埼玉県教育委員会と十分な事前協議を行い、史跡の価値を損なわない方法で行います。

なお、樹木の剪定や下草刈りなど、史跡の保存および安全確保を目的とした日常的な維持管理行為については、現状変更には該当しないものとします。ただし、これらを含めた事案で許可申請が不要であっても、緊急時を除いて北本市教育委員会と十分な協議を行い、法に基づき、必要な措置をとることとします。

表 7 A 区における現状変更の取扱い基準

項目		基準
土地形状の変更		下記の行為を除き、原則として認めない。 ・ 本計画に基づく史跡整備を目的とするもの ・ 法第 125 条のただし書で規定する現状復旧・応急措置
営農		下記の行為は原則として認めない。 ・ 深い耕作を伴う農作物の栽培 ・ 果樹・その他樹木の植樹 ・ 新規の井戸の掘削
建造物		新築については、下記の行為を除き、原則として認めない。 ・ 本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
工作物	設置	下記の行為を除き、原則として認めない。 ・ 法第 115 条第 1 項で規定する史跡の管理に必要な施設

項目		基準
		・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
	改修・除去	下記の条件を満たす場合は認める。 ・必要最小限の範囲、規模であること ・史跡の保存・景観に影響を与えないもの
埋設物	新設	下記の行為を除き、原則として認めない。 ・法第 115 条第 1 項で規定する史跡の管理に必要な施設 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
	除去	下記の条件を満たす場合は認める。 ・必要最小限の範囲、規模であること ・史跡の保存・景観に影響を与えないもの
道路	新設・拡幅	下記の行為を除き、原則として認めない。 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
	改修・除去	下記の条件を満たす場合は認める。 ・必要最小限の範囲、規模であること ・史跡の保存・景観に影響を与えないもの
樹木	植樹	下記の行為を除き、原則として認めない。 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの ・法面を保護するためのもの
	管理	枝の剪定、施肥、草刈り、清掃などの管理は認める。
	伐採	下記の行為を除き、原則として認めない。 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの ・法第 125 条のただし書で規定する現状復旧・応急措置
	伐根	下記の行為を除き、原則として認めない。 ・本計画に基づく史跡の整備を目的とするもの
発掘調査		下記の行為を除き、原則として認めない。 ・本計画に基づく史跡の保存・活用・整備を目的とするもの ・法第 125 条のただし書で規定する現状復旧・応急措置に伴う調査
その他		下記の条件を満たす場合は認める。 ・必要最小限の範囲、規模であること ・史跡の保存・景観に影響を与えないもの

(2) B～D区における現状変更の取扱い

B区およびD区は、現状では史跡指定地に隣接し、縄文時代の集落跡や低地遺跡の存在が確認または予想されている区域です。将来的に史跡指定の可能性があるため、土地の造成、掘削、建築行為など、現状変更を行う場合には、事前に埼玉県教育委員会および北本市教育委員会と協議し、必要に応じて発掘調査や現状保存を行います（表8）。

特にB区は、史跡の追加指定を視野に入れ、遺跡の現状を可能な限り保存することを基本とします。また、D区は将来的な調査の機会を確保する観点から、開発などを回避し、段階的に調査を行うものとします。なお、C区は史跡に隣接しますが、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外となっています。

表8 B～C区における現状変更の取扱い基準

地区	内容
B区	・周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内であるため、土木工事等の計画が生じた場合は、法第93・94条の規定に基づく届出、通知をもとに、工事主体者と協議し、保存のための適切な措置を図る。 ・史跡の本質的価値を構成する遺構が存在し、保存が必要であることから、地権者の理解と協力により追加指定と公有地化を進める。
C区	・周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外で、史跡に隣接するため、史跡と一体的に活用が図れるよう、地権者の理解と協力を求めるとともに公有地化を進める。 ・史跡と一体的な景観を維持できるよう、地権者に理解と協力を求める。
D区	・低地遺跡の存在が確認または予想される範囲のため、その実態を明らかにする調査の実施について地権者と協議を進める。 ・確認調査などで史跡の本質的価値を構成する遺構・遺物が検出された場合は、適切な保存に努める。

第3節 保存と管理の取組み

1 追加指定

デーノタメ遺跡の隣接地には、これまでの内容確認調査やボーリング調査により、縄文時代の集落跡や低地遺跡の存在が確認、または存在が予想される区域が存在します。これらの区域については、史跡の本質的価値を構成する要素として重要であることから、内容確認調査などの調査成果を踏まえ、史跡の追加指定を計画的に進めます。

追加指定にあたっては、土地所有者や地域住民の理解を得ながら関係機関と協議し、史跡と一体的な保全存を目指します。

2 公有地化

史跡の保存と管理を長期的かつ安定的に進めるため、史跡指定地および将来的に追加指定された区域については、計画的に公有地化を進めます。公有地化は、土地所有者と十分な協議を行い、理解と協力を得ながら段階的に進めます。

公有地化した土地は、市が一元的に管理し、史跡の保存、調査、活用に資する土地利用を図り、史跡の本質的価値を確実に継承します。

3 史跡の維持管理と安全対策

史跡の維持管理にあたっては、現状の地形や植生を活かしつつ、史跡の保存と来訪者の安全確保を両立します。雑木林や下草の管理、ナラ枯れ対策などについては、史跡の景観および生態系への影響に配慮しながら計画的に実施します。

また、倒木や落枝、ぬかるみ等による危険箇所は、定期的に点検し、必要に応じて注意喚起や立入制限などの安全対策を講じます。オオタカをはじめとする動植物の生息環境にも配慮し、自然環境と共存した管理を行います。

4 継続的な調査・研究

デーノタメ遺跡の価値を将来にわたって明らかにし、保存と管理に反映させるため、継続的な調査・研究を行います。発掘調査に加え、自然科学分析や環境調査などの手法により縄文時代の暮らしや環境の解明を進めます。

また、史跡の整備に向けて台地上の集落エリア、低地エリア、台地と低地間の低位面の調査を計画的に行い、ゾーニングや野外展示などに活かします。

これらの調査・研究の成果については、展示や講座、刊行物等を通じて積極的に発信し、史跡の理解の促進に努めます。

5 関係機関・地域との連携

史跡の保存と管理を持続的に進めるため、行政、研究機関、地域住民、市民団体等との連携体制を構築します。情報共有や協働による取組みを通じ、史跡のパトロールや普及・啓発活動を推進し、地域に根ざした史跡管理を目指します。

第8章 史跡の活用

第1節 活用の方向性

デーノタメ遺跡の活用は、史跡の本質的価値を損なうことなく、その価値を市民および来訪者と共有することを目的とします。

本史跡の特徴は、台地上の集落跡と低地の水辺空間が一体として残り、植物遺体や漆製品などの出土資料により、縄文時代の暮らしや環境を具体的に理解できることです。このため、活用にあたっては、現状の地形や植生を活かした「縄文の杜」を再生し、観察・学習・体験を通じて縄文時代の生活と自然への理解を深めることを基本とします。また、調査・研究の成果をわかりやすく伝えることで、専門的知見と市民の学びをつなぐ活用を目指します。

さらに、デジタル技術を活用した情報発信や、他の縄文遺跡との広域的な連携を通じて、デーノタメ遺跡の価値を市内外に広く伝え、地域への誇りと愛着の醸成、文化資源を活かしたまちづくりにつなげることを目指します。

こうした活用は、一過性の事業としてではなく、市民や関係団体とともに企画、実施、検証を重ねるプロセスを重視し、持続的な仕組みとしてデザインします。

1 学校教育との連携による活用

市内の小・中学校における地域学習を充実させるため、デーノタメ遺跡を活用した教育プログラムを整備します。具体的には、縄文時代の暮らしや自然環境、低地遺跡の特色をわかりやすく解説したデジタル教材を作成し、授業における活用を促進します。このため、校長会などの協議を経て、教員を対象とする遺跡や教材活用の研修会などを開催し、学校現場における継続的な利用につなげます（図42）。

また、現地見学については、観察のポイントを工夫した見学コースを検討し、児童・生徒が遺跡に触れる機会を提供します。



図 42 子供向けの教材

2 生涯学習・社会教育における活用

一般市民を対象とする講座、現地説明会、調査成果を公開するシンポジウムなどを定期的に開催します。内容は、発掘調査の成果にとどまらず、植物利用、漆文化、縄文人の植物資源利

用など、デーノタメ遺跡の特性を活かしたテーマを中心に展開します（図 43）。

また、現地見学会や体験活動を組み合わせることで理解を深めるとともに、史跡を身近に感じる機会を提供します。これらの取組みを通じ、市民の文化財への関心を高め、保存・活用を支える裾野の拡大を図ります。

さらに、市内の北本市自然学習センターなどと連携し、自然観察や環境学習を組み合わせたプログラムを開発します。

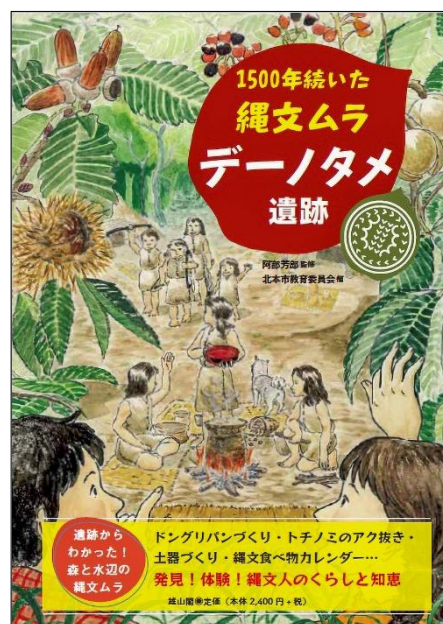


図 43 市民向けのガイドブック

3 市民団体・NPO・企業等と連携した体験的活用

市民団体やNPO・企業等と連携し、史跡の特性を活かした体験的な活用事業を実施します。縄文時代の暮らしや資源利用をテーマとした体験学習、講座、ワークショップなどを展開します。

市民が主体的に史跡に関わることで、史跡が「学びの場」であり「地域で守り育てる文化財」であるという意識の高まりを目指します。

また、企業の福利厚生やレクリエーションと連携を図ります。

4 デジタル技術を活かした活用

ウェブサイトや動画、SNS等を活用し、デーノタメ遺跡の価値や最新の調査成果をわかりやすく発信します。あわせてデジタル技術を活用し、現地において縄文時代の集落景観や低地の水辺環境を視覚的に体験できるコンテンツの整備を検討します。

これにより、来訪者の理解を深めるとともに、史跡の魅力に触れる環境を整えます。

5 研究機関および広域的な連携による活用

研究機関および県内外の縄文時代の史跡や博物館と連携し、展示、講座、シンポジウム等を通じて、この史跡を関東地方における縄文文化の発信拠点の一つと位置づけます。

また、広域的な周遊や縄文ツーリズムの取組みに参画し、他の史跡との連携により、来訪者の回遊性を高め、地域の魅力向上につなげます。

第2節 活用の取組み

デーノタメ遺跡の活用は、史跡の特性を踏まえ、史跡指定地であるA区の保存に配慮しながら、段階的かつ持続的に取り組めます。特に、デジタル手法を効果的に活用するとともに研究機関や関係機関と連携しながら、学習・体験の機会の提供や、情報発信を行います。

また、高齢者や障がいのある方が参加できるユニバーサルデザインの視点を取り入れ、福祉団体などと連携した体験プログラムや社会参加の機会を創出します。

1 学校教育における活用に向けた具体的取組み

市内小・中学校における活用を実現するため、以下の取組みを行います。

- ・ 学年や学習内容に応じた授業用教材・指導案の作成。
- ・ 社会科・理科・総合的な学習の時間など、教科横断的な活用の提案。
- ・ 教員を対象とした 史跡および教材活用研修の実施。
- ・ 史跡を観察する現地見学モデルの構築。

これらの取組みにより、学校現場で継続できる活用体制を整えます。

2 生涯学習・社会教育事業としての取組み

一般市民を対象とした学習機会として、以下の取組みを行います。

- ・ 発掘調査や研究成果を紹介する講座・シンポジウムなどの開催。
- ・ 史跡内のガイド付き現地見学会の開催。
- ・ 遺跡の概要や植物資源利用、漆文化などをテーマとした講座や体験型講座の開催。

これらを通じて、史跡の歴史的価値をわかりやすく伝え、市民の理解と関心を継続的に高めます。

3 市民団体・NPO・企業等と連携した体験事業等の取組み

市民団体やNPO・企業等との協働により、体験的な活用事業など、以下の取組みを行います。

- ・ 縄文時代の暮らしや自然をテーマとした体験学習・ワークショップの開催。
- ・ 住民主体による継続的な体験プログラムの運営。
- ・ 縄文をテーマとした商品開発や観光事業の展開。
- ・ 森林セラピー事業と連携した縄文セラピーの実施。
- ・ 福祉団体などと連携した障がいのある方などが参加できる体験事業の実施。

これらにより、市民が主体的に関わる仕組みを整え、史跡を支える人材の裾野を広げるとともに、市民団体・NPO法人・企業などと連携し、縄文文化をテーマとした商品開発や企業研修、地域福祉や健康づくりに寄与します。

4 情報発信およびデジタルコンテンツ整備の取組み

史跡の理解促進と来訪意欲の向上を目的として、次の取組みを進めます。

- ・ ウェブサイトや動画等による調査成果・魅力の発信。
- ・ 現地案内を補完するデジタル解説コンテンツの整備。
- ・ AR・VR等を活用した景観再現・体験型コンテンツの導入検討。

これらの手法を活用し、史跡への理解を深める環境を整えます。

5 研究機関・関係機関との連携による取組み

研究機関や博物館、他の縄文時代遺跡と連携し、以下の取組みを行います（図 44）。

- ・ 共同研究や情報交換による学術的知見の深化。
- ・ 展示・講座・シンポジウム等における成果の発信。
- ・ 他遺跡と連携した広域的な情報発信や周遊の促進。

これらにより、デーノタメ遺跡の学術的価値や文化的な魅力を高め、広域的な縄文文化の理解の促進につなげます。



図 44 大学と連携した調査実験

第9章 史跡の整備

第1節 整備の方向性

デーノタメ遺跡の整備は、史跡の本質的価値を来訪者が理解・体感できる環境を整えることを目的とします。

整備にあたっては、現存する遺構をはじめ、地形や自然環境などの保存を基本とします。その上で、台地上の集落跡と低地遺跡の空間構造をわかりやすく示し、「縄文の杜」の景観を保全・再生しながらオオタカとの共存を目指すとともに、史跡公園としての機能を段階的に整えます。

また、安全性や利便性に配慮しつつ、誰もが安心して利用できる史跡空間の形成を目指すとともに、駅から史跡へのアクセスにも留意します。

さらに、史跡の理解を深めるため、野外展示や解説、ガイダンス機能を効果的に配置し、教育・学習・交流の場として活用できる整備を進めます。

以上の考え方にに基づき、史跡の整備は以下の方針により行います。

1 史跡の本質的価値を体感できる整備

縄文時代中期の環状集落および後期の弧状集落の構成や変遷を、来訪者が空間的に理解できる整備を行います。遺構の位置関係や集落の広がりを示す野外展示や表示を通じて、当時の集落景観を体感できる整備を目指します。

2 自然環境と調和した景観・植生の整備

低地の水辺環境や台地の雑木林など、史跡内の自然環境を活かしながら、縄文時代の植物資源利用を理解できる植生と景観を復元します。現存する植生を活かしつつ、史跡の価値を伝えるうえで以下の植生管理や「縄文の杜」の再生を行います。

(1) モウソウチクの除去・再利用

史跡内の台地上では、モウソウチクを主体とする竹林および雑木林とモウソウチクの混合林が拡大している状況です。モウソウチクの根は、遺構面を保護するために除去する必要があります。令和3年から市民団体による竹の伐採を進めていますが、現在も竹林が拡大しており、今後も計画的に伐採する必要があります（図45）。

また、伐採したモウソウチクをワークショップなどで活用を図ります。

竹林の伐採後は、遺構の保護に留意しながら、クリ・クルミ・トチノキ・ナラガシワ・キハダ・ウルシなど、縄文時代の集落周辺に生育していた樹木を植栽し、「縄文の杜」を再生します（図 46・47）。

「縄文の杜」の再生のために植栽する植物は表 9 のとおりです。



図 45 モウソウチクの伐採作業

表 9 「縄文の杜」に植栽する植物

植物階層	植物の種	備考
高木・亜高木類	クリ・オニグルミ・ヒメグルミ・トチノキ・ナラガシワ・クヌギ・アカガシ・キハダ・ミズキ・クマノミズキ・イタヤカエデ・イヌガヤ・ウルシ	ウルシは来訪者がかぶれない対策が必要
低木類	ニワトコ・ヒメコウゾ・コウゾ・クサイチゴ・モミジイチゴ・クマイチゴ・ニガイチゴ・カマツカ・ケンポナシ・ヌルデ・サンショウ	キイチゴ類は棘の注意を喚起
つる性	マタタビ・サルナシ・ヤマブドウ・エビヅル・クマヤナギ	雌雄異株は両性を植栽
草本類	ヤブツルアズキ・ツルマメ・ヤブマメ・カラムシ・エゴマ・シソ・ノビル・ツルボ	



クリ



トチノキ



オニグルミ



ナラガシワ



ウルシ



キハダ

図 46 植栽する植物の写真 (1)



ニワトコ



ヒメコウゾ



ヤマブドウ



サルナシ



ツルマメ



ヤブツルアズキ

図 47 植栽する植物の写真 (2)

(2)ナラ枯れ対策

史跡内の雑木林では、令和2年頃から「ナラ枯れ」が急速に進行しています。雑木林の主体であるコナラおよびクヌギの大径木の大半が感染しており、立ち枯れた大木の倒壊は、安全管理上および景観上における大きな問題です。このため、史跡内で枯死した被害木は診断の後に伐採し、新たな植栽によって「縄文の杜」づくりにつなげていく必要があります。

(3)オオタカとの共存

史跡内におけるオオタカの繁殖行動は、平成30年以来、毎年確認されている状況で、秋季から初冬の非繁殖期においても、史跡内を出入りする個体が観察されています。営巣地はA区南西部のスギ林で、営巣木もスギであるため、スギ林は原則として現状維持に努めることとします（図48）。

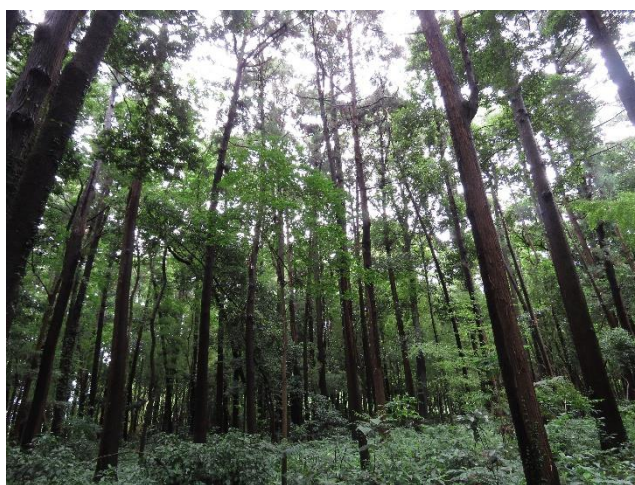


図 48 オオタカが営巣するスギ林

なお、『オオタカ保護指針』では、オオタカ保護で重視されるエリアを「営巣中心域」（最新巣を中心に半径200～350m程度）および「高利用域」（営巣木群から1～1.5km）と区分しており、本史跡はほぼ「営巣中心域」に含まれます。『オオタカ保護指針』では、営巣木の周囲50m以内は、営巣の障害となる木やつる類以外の伐採を制限しているほか、オオタカの繁殖ステージ（図49）における営巣期は、人の立ち入りに配慮するものとしています。このため、史跡内の整備は、原則として非繁殖期を中心に行うものとします。

なお、オオタカの保護で懸念されるのは、「営巣中心域」における近年の竹林の伐採やナラ枯れなどによる危険木の除去による環境の変化です。これらの行為は、史跡の適切な保存と安全性の確保から避けられないもので、指針に沿って行った場合においてもオオタカへの繁殖に影響を与える恐れがあります。

このため、『オオタカ保護指針』とともに、各地で実績のあるオオタカへの影響の回避・低減・代償対策の事例を参考とし、また、本市での検討が進められている「生物多様性地域戦略」等の関連計画と連携した対策を進めます。

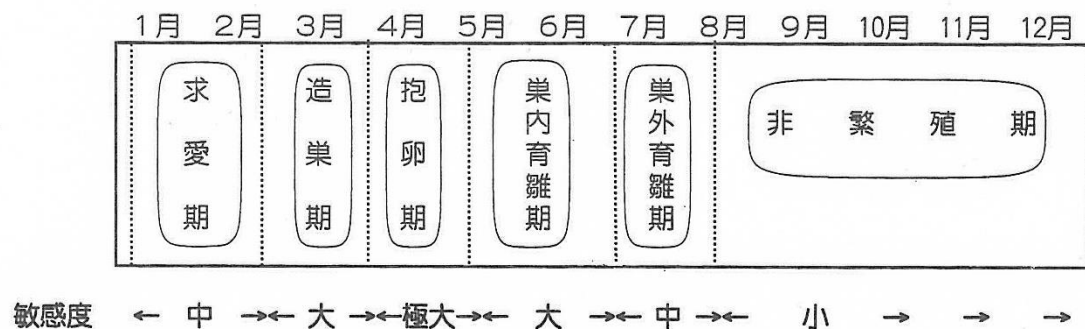


図 49 オオタカの繁殖ステージの目安と敏感度（埼玉県 1999）

3 安全で利用しやすい史跡空間の整備

史跡内には散策路や解説板、休憩施設などを計画的に配置し、来訪者が安全かつ快適に史跡を巡ることができる史跡公園として整備します。整備にあたっては、遺構への影響を避けるとともに、高齢者や子どもを含む多様な利用者へ配慮します。

4 史跡へのアクセスと周辺環境との連携整備

駅から史跡までのアクセスルートについては、歩行者が安全に訪れるための動線を確保するとともに、案内サインやウォーキングルートを整備し、地域の中に開かれた史跡空間の形成を目指します。

5 ガイダンス機能を備えた整備

史跡の理解を深める拠点として、遺物展示や体験学習、情報提供を行うガイダンス施設を整備します。また、史跡全体の見どころや調査成果をわかりやすく紹介し、来訪者が史跡を見学する際の理解を深める機能を担うものとします。

第2節 整備の方法

第1節に示した整備の方向性に基づき、デーノタメ遺跡の整備は遺跡の保護を最優先としながら、区域の特性や整備内容に応じて段階的に実施します。

1 野外展示および表示整備

集落構成や遺構の分布を示す野外展示や解説表示を設置し、発掘調査成果に基づいた正確な情報提供を行います。表示方法は、過度な復元を避け、想像を促す簡潔な表現とします。

2 植生管理・景観形成の方法

「縄文の杜」を再生するため、現存植生の管理とともに縄文時代の植物利用を理解するための植栽や景観整備を行います。生態系やオオタカなど希少種への影響に配慮し、専門家の助言を得ながら進めます。

3 園路・便益施設の整備方法

遺構を避けた位置に園路や解説板、ベンチを設置し、史跡外にトイレ、駐車場等の便益施設を整備します。整備内容は、利用状況を見ながら段階的に充実させます。

4 アクセス・サイン整備の方法

駅から史跡までの動線上に案内サインを設置し、来訪者が迷わず来訪できる環境を整えます。あわせて、周辺資源と連携したウォーキングルートの設定を検討します。

5 ガイダンス施設の整備方法

ガイダンス施設については、設置場所や規模、機能を検討し、史跡景観や周辺環境と調和した整備を行います。展示内容は、発掘調査の成果に応じて更新可能な構成とします。

第3節 整備の段階と各地区の扱い

デーノタメ遺跡の整備は、史跡の保存を最優先とし、調査成果や利用状況を踏まえながら、前期・後期にわけて進めます。各段階においては、整備の必要性や効果を検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、整備を図ります。

1 整備の段階区分

(1) 前期（計画策定後～概ね5年程度）

- ・ 史跡整備基本計画の策定
- ・ 史跡の環境を活かした整備
- ・ 植生の維持・管理
- ・ 便益施設の仮整備を実施
- ・ 整備のための現況測量の実施
- ・ 公有地化および追加指定の推進
- ・ 公有地化した土地における仮設の説明板などの設置
- ・ 駅から史跡までのウォーキングルートの検討

(2)後期（概ね7年程度）

- ・基本設計・実施設計を策定し、整備に着手
- ・段階的な共用の開始
- ・野外展示及び解説表示の設置
- ・縄文時代を体感できる植生の復元およびオオタカの生態に配慮した整備
- ・園路、解説板などを設置し、史跡外にはトイレ、駐車場などの便益施設を設置
- ・ガイドンス機能の本格的な整備

2 地区別の整備方針

本史跡およびその周囲を含むA～D区は、集落の中心部、将来的な指定想定区域、利用拠点区域、低地遺跡を含む調査区域で、性格の異なる空間で構成されています。そのため、各地区の整備の方針、内容は、以下の表のとおりとします（表10）。

表10 A～D区の整備方針

地区	位置づけ	整備の方針	主な整備内容	留意点
A区	史跡の中核となる区域	現状保存を原則とし、必要最小限の整備とする	・集落の規模や範囲、遺構の位置を示す屋外表示 ・遺構の保存に配慮した散策路の整備 ・遺構の保護を前提とした植生の管理（縄文の杜の再生）と景観の維持	・法に基づき実施 ・竹林の伐採 ・オオタカとの共存
B区	将来、追加指定が想定される区域	将来の指定を見据え、保全を優先する	・指定までは原則として整備は行わず、必要に応じて調査を実施	・追加指定後に整備方針を再検討
C区	史跡の理解を支える拠点区域	史跡理解と利用を支えるための拠点となる区域	・ガイダンス施設、駐車場の整備 ・トイレなどの便益施設の整備 ・体験・学習スペース	・A区への影響を避けつつ、一体的な配置計画
D区	低地遺跡の解明が必要な区域	地権者と協議しながら、調査を計画的に行う区域	・ボーリング調査等の実施 ・基礎的データの収集	・調査の成果を踏まえて方針を検討



※なお、本図は、発掘調査成果に基づき、デーン/タメ遺跡の空間構成や整備の考え方を模式的に示したものであり、遺構や景観の具体的な復元を示すものではありません。整備にあたっては、現存する遺構および自然環境を尊重し、史跡の保存を最優先とした計画的な整備を行います。

図 50 テーノタメ遺跡整備イメージ図 (案)

第10章 運営体制

第1節 運営体制の方向性

史跡の保存管理、活用、整備を実施するための運営体制は、下記の方向性をもって構築し、その充実を図ります。

- 1 史跡の管理団体である北本市を主体とした管理運営体制を構築します。
- 2 市民との協働による維持管理を目指します。
- 3 庁内関係部局、教育機関、大学・研究機関、市民団体、NPO団体、福祉団体、ボランティア、関連自治体、民間企業、メディアなどと幅広く連携します（図51）。

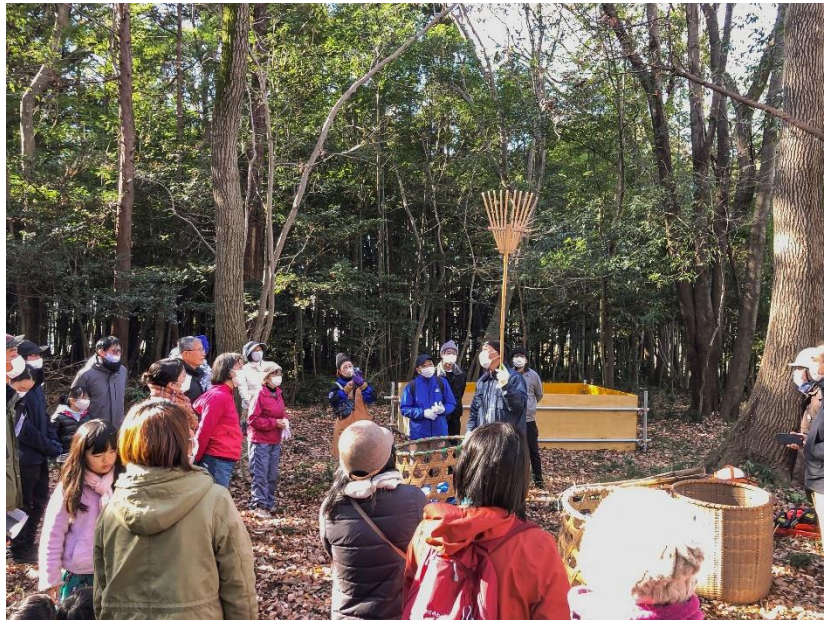


図 51 市民ボランティアによる整備活動

第2節 運営体制の整備

1 保存管理の体制

史跡保存の観点から、史跡の公有地化、追加指定、学術調査、保存活用計画の更新、史跡整備計画の策定、現状変更に関する事など、保存管理にかかる事業は北本市教育委員会が行います。また、史跡の日常的な管理及び活用の充実を図るため、他の史跡における運営状況などを調査するとともに、指定管理者制度などの導入を含めて検討します（図52）。

2 活用と整備の体制

史跡の活用、整備に関しては、国、県の助言を得ながら、市民、市内小・中学校、高等学校、

特別支援学校、大学、関連自治体、NPO団体、ボランティア、福祉団体、包括的連携協定締結機関、民間企業、メディアなどと協働、連携して行います。また、自立性・持続性の高い体制の構築を検討します。

3 体制の強化

事業の主体となる北本市の体制を強化するため、専門職員の増員や担当の新設など、組織体制の充実を図ります。また、史跡の保存管理、活用、整備などの諸事業を適切に実施するため、庁内関係部局と調整を図ります。

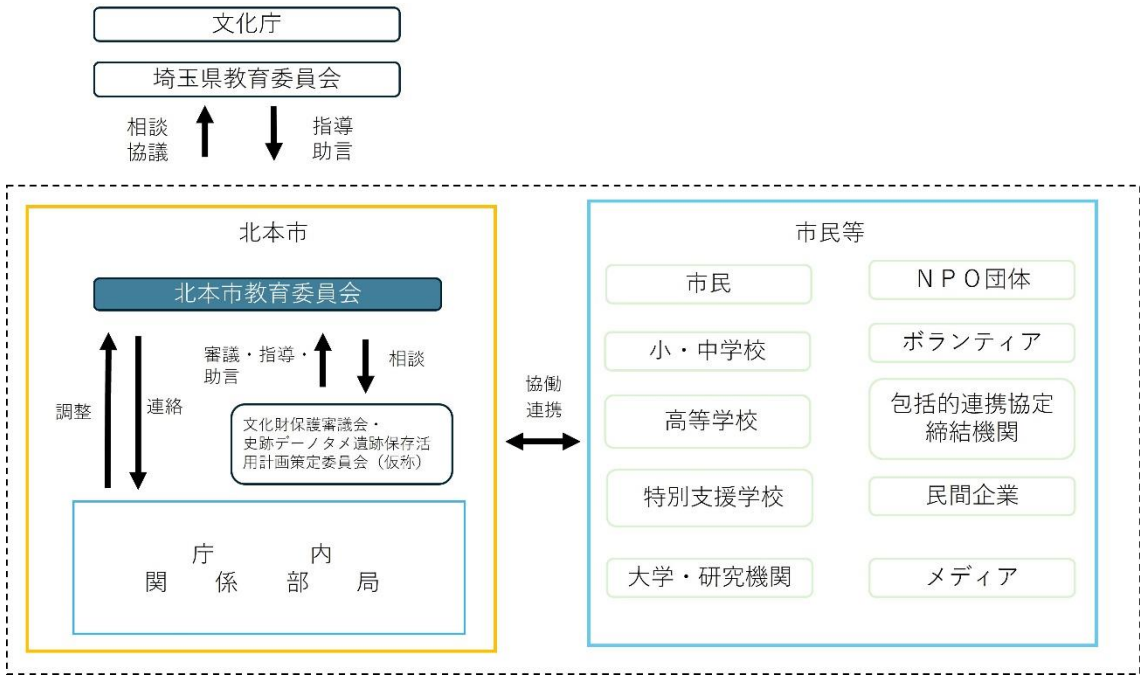


図 52 運営体制の概念図

第 1 1 章 実施計画

本計画の計画期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日までとします。計画期間のうち、令和 9 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 31 日までを前期、令和 14 年 4 月 1 日から令和 21 年 3 月 31 日までを後期とし、前章までに示したデーノタメ遺跡の保存管理、活用、整備、運営体制の取組みを段階的に実施します。

第 1 節 前期計画（令和 9 年 4 月 1 日から 14 年 3 月 31 日）

史跡の保存管理、活用、整備における課題を解決するための事業を重点的に実施します。

1 保存管理

- ・第 7 章第 2 節で区分した A 区・B 区について、公有地化および追加指定を進めます。
- ・第 7 章第 2 節で区分した C 区について、今後の公有地化のため、調整・協議を開始します。
- ・史跡の維持管理と安全対策を計画的に実施します。
- ・継続的な調査・研究を行います。
- ・関係機関・地域との連携を図ります。
- ・雨水幹線工事に伴う事前の発掘調査について、庁内関係部局と協力し、やむを得ない場合には工事の影響の及ぶ最小範囲を対象とする記録保存のための発掘調査を実施します。
- ・オオタカの繁殖できる環境を維持し、共存を目指します。
- ・除草や枯損木の除去などの日常的な管理を行います。

2 活用

- ・市内小・中学校などと連携し、学校教育における継続的な活用を検討します。
- ・出前授業・ワークショップ・体験学習などを実施します。
- ・縄文まつりや史跡内の現地説明会などを開催し、市民が縄文文化に親しむ機会を提供します。
- ・市民団体、NPO 団体、福祉団体、民間企業との連携を検討します。
- ・史跡の普及・啓発にかかわるボランティアを育成します。
- ・周辺の文化資源を含めた周遊ルート巡りを開催します。
- ・動画配信や SNS を活用した情報発信を行います。
- ・講演会・シンポジウムなどを開催し、調査成果やデーノタメ遺跡の本質的価値への理解を深めます。
- ・市役所や北本市郷土資料室、公民館・図書館、ミドリテラス（栄市民活動交流センター）

等の公共施設において出土遺物の展示を積極的に行います。

3 整備

- ・ 史跡整備の基本計画を作成し、史跡公園の整備に備えます。
- ・ 史跡の環境を活かした整備を段階的に行います。
- ・ 史跡の特色を伝える野外展示の方法を検討します。
- ・ ナラ枯れやモウソウチクの繁茂などの問題に対し、植生の維持・管理を適切に行います。
- ・ オオタカとの共存を図るため、スギ林の植生の維持・管理を図ります。
- ・ 駐車場などの便益施設の仮整備を行います。
- ・ 史跡整備のための現況測量を実施します。
- ・ 史跡整備を開始するまでの間、公有地化したエリアを活用し、遺跡の理解を助ける説明板などを設置します。
- ・ 駅から史跡までのウォーキングルートの検討を行います。
- ・ ガイダンス施設の建設に関する検討を行います。

4 運営体制の整備

- ・ 専門職員の増員を含めた人員体制の充実を図ります。
- ・ 庁内における情報交換や連携などを円滑に行う体制を整備します。
- ・ 地域住民や市民団体・NPOなどとの幅広い連携体制を整備します。
- ・ 国・県・専門家の指導により学術研究を継続する体制を整備します。
- ・ 近隣市町村、関係機関とのネットワークづくりを推進します。

第2節 後期計画（令和14年4月1日から21年3月31日）

史跡の保存管理、活用、整備における、将来的な課題を解決するための事業を重点的に実施します。

1 保存管理

- ・ 第7章第2節で区分したB・C区の公有地化および追加指定を進めます。
- ・ 第7章第2節で区分したB区について、やむを得ず雨水幹線工事に伴う事前の発掘調査を実施した場合には、その終了後は文化庁・県と協議を行い、追加指定を検討します。
- ・ 第7章第2節で区分したD区について、開発行為や建物等の大規模な改変に際しては、事前協議や内容確認調査を進めます。

- ・遺構を確実に保存するため、必要な箇所に盛土などを行います。
- ・ナラ枯れなどの状況に対応しつつ、必要な植栽を行い、植生の維持・管理を行います。
- ・オオタカが繁殖できる環境を維持する整備を行います。
- ・継続的な調査・研究の成果については、史跡の保存管理に活かします。

2 活用

- ・史跡を、学校教育や生涯学習、社会教育の場として活用します。
- ・学校教育と連携し、教材化や副読本の作成を行います。
- ・調査の成果を踏まえた展示・解説の充実を図ります。
- ・市民団体、NPO団体、ボランティア団体、福祉団体、民間企業などと連携した各種事業を展開します。
- ・デジタル技術を活用し、多言語による情報発信を図ります。
- ・周辺の地域資源と一体的な活用・情報発信を行います。
- ・庁内関係部局をはじめ、博物館、他の縄文時代の史跡などと連携したツーリズムの創出を図ります。
- ・他の縄文時代の史跡と連携した広域的な情報発信を図ります。

3 整備

- ・史跡公園の基本設計・実施設計などを作成し、整備に着手します。
- ・史跡公園の段階的な共用を開始します。
- ・集落や遺構の分布などを示す野外展示および解説表示を設置します。
- ・オオタカなどの生態に配慮した整備を行います。
- ・縄文時代を体感できる植生の復元を行います。
- ・園路や解説板、ベンチを設置し、史跡外にトイレ、駐車場などの便益施設を整備します。
- ・駅から史跡に至るウォーキングルートを整備します。
- ・ガイドンス施設を整備し、展示や体験、収蔵の拠点とします。

4 運営体制の整備

- ・史跡を核としたまちづくりなどの総合的な企画調整を図る組織を整備します。
- ・必要に応じ、指定管理者制度の導入を検討します。
- ・本計画の進捗状況等の点検方法や体制を必要に応じて見直します。
- ・包括的連携協定締結機関、民間企業との多様な連携を図ります。

第 1 2 章 経過観察

第 1 節 経過観察の方向性

史跡の保存管理、活用および整備については、将来にわたり継続的に取り組む必要があります。そのため、各事業と本計画との整合性を定期的に点検し、計画の基本理念に立ち返りながら、事業の実施状況や効果について検証を行います。あわせて、社会情勢や制度改正等の動向を注視し、新たに生じる課題への対応が必要と認められる場合には、計画内容の見直しを検討します。

第 2 節 経過観察の方法

1 点検主体

本計画の経過観察は、文化財保護審議会の助言を得ながら、点検・検証を行い、進捗管理や自己点検表の作成は市教育委員会が行います。

2 期間

本計画の点検は年度ごとに実施し、前期および後期の計画期間終了時には、本計画の更新・見直しを視野に入れた総合的な点検を行います。

3 点検・検証結果の反映

点検・検証は、以下のPDCAサイクルに基づいて実施します（図 53）。

(1)計画（Plan）

第 11 章の実施計画および(4)改善の結果を元に、年度ごとの事業計画を立案します。

(2)実行（Do）

(1)計画に基づき、遺漏・遅滞のないよう事業を実施します。

(3)評価（Check）

保存・活用・整備・運営体制について、進捗状況、実績の点検、課題の抽出などを行うための自己点検表を作成し、点検作業を行います。また、結果を公開します。

(4)改善（Act）

史跡の本質的価値や調査研究の進展、社会状況に適合しているかなどを踏まえ、(3)評価の結果を元に、(1)計画の更新・見直しを行います。

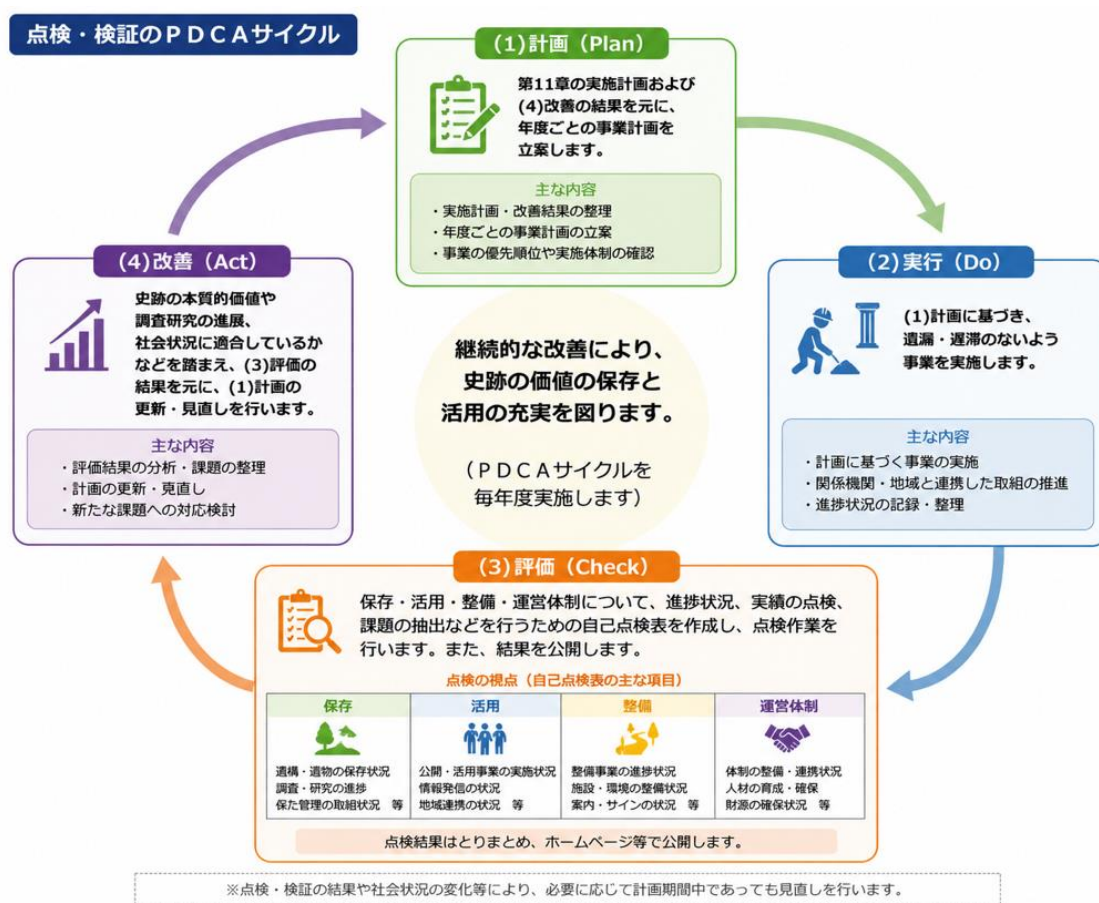


図 53 PDCAサイクル

4 点検項目

進捗管理の具体的な方法として、点検の項目及びその内容の例を以下に示しました（表11）。

表 11 自己点検表

項目	点検項目	点検内容	評価 ○：計画どおり実施 △：一部実施・改善が必要 ×：未実施・見直しが必要	備考・今後の対応	
保存管理	史跡の保存	史跡の本質的価値を構成する要素が適切に保存されているか			
	現状変更等の管理	現状変更等について、適切な手続・管理が行われているか			
	追加指定と公有地化	史跡の追加指定、公有地化は適切に推進されているか			
	維持管理	史跡内は第7章の地区区分と管理の方針に沿って適切に維持管理されているか			
	安全対策・災害対策	安全対策、災害対策は十分されているか			
	調査・研究	保存・活用に必要な調査研究が計画的に実施されているか			
	関係機関・地域との連携	関係機関・地域と連携して管理できているか			
活用	学校教育との連携	学校教育において史跡の活用が進められているか			
	生涯学習・社会教育事業	一般市民を対象とした史跡の活用が図られているか			
	市民団体・NPO・企業等との連携	市民団体・NPO・企業等との連携した活用が図られているか			
	情報発信	史跡の価値や魅力について、情報発信やデジタルコンテンツの整備が図られているか			
	研究機関や博物館との連携	研究機関や博物館、他の縄文遺跡との連携が図られているか			
	普及・啓発	講座、見学会、展示等の普及啓発事業が実施されているか			
	市民・地域との連携	市民や地域団体等が史跡の保存・活用に関わる機会が確保されているか			
整備	整備の進捗	計画に位置付けた整備事業が計画どおり進んでいるか			
	本質的価値	史跡の本質的価値を体感できる整備となっているか			
	景観・植生の整備	縄文時代の景観・植生を理解できる整備となっているか			
	モウソウチク等の除去	モウソウチク等、遺構の保存に影響のある木本の除去が適切に行われているか			
	ナラ枯れ対策	ナラ枯れ対策は適切に行われているか			
	オオタカとの共存	『埼玉県オオタカ等保護指針』に則り、オオタカとの共存を図るための措置がとられているか			
	安全な史跡空間の整備	来訪者が安全かつ快適に史跡を巡ることができる整備が行われているか			
	アクセス	史跡へのアクセスについて、案内サインやウォーキングルートが整備されているか			
	ガイダンス	史跡の理解を深める拠点としてのガイダンス施設が整備されているか			
	園路・便益施設等の整備	案内板、説明板、園路、便益施設等が適切に維持管理されているか			
運営体制	庁内連携	庁内連携 関係部署との連携・情報共有が適切に行われているか			
	関係機関との連携	第10章で示した関係機関等との連携が図られているか			
	体制の強化	計画を実施するための必要な財源・人員が確保されているか			